

昭和三十二年国家公安委員会規則第二号

犯罪捜査規範

犯罪捜査規範を次のように定める。

目次

第一章 総則

第1節 捜査の心構え（第1条—第14条）

第2節 捜査の組織（第15条—第26条）

第3節 手配および共助（第27条—第44条）

第4節 檢察官との関係（第45条—第49条）

第5節 特別司法警察職員等との関係（第50条—第54条）

第6節 捜査書類（第55条—第58条）

第二章 捜査の端緒

第1節 端緒のは握（第59条—第62条）

第2節 告訴、告発および自首（第63条—第75条）

第三章 捜査の開始

第1節 捜査の着手（第76条—第78条）

第2節 捜査資料（第79条—第83条）

第3節 犯罪現場（第84条—第92条）

第4節 緊急配備（第93条—第95条）

第5節 捜査方針（第96条—第98条）

第4章 任意捜査（第99条—第117条）

第5章 逮捕（第118条—第136条の3）

第6章 捜索・差押え等

第1節 通則（第137条—第144条）

第2節 捜索（第145条—第150条）

第3節 差押え及び記録命令付差押え（第151条—第154条の2）

第4節 検証（第155条—第162条）

第5章 没収保全等の請求（第163条—第165条）

第6章 取調べ（第166条—第182条の5）

第7章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意（第182条の6・第182条の7）

第8章 少年事件に関する特則（第202条—第217条）

第9章 交通法令違反事件に関する特則（第218条—第222条）

第10章 國際犯罪に関する特則（第223条—第238条）

第11章 送致及び送付（第193条—第201条）

第12章 年少事件に関する特則（第202条—第217条）

第13章 鑑識（第183条—第192条）

第14章 国際犯罪に関する特則（第223条—第238条）

第15章 群衆犯罪に関する特則（第239条—第246条）

第16章 暴力団犯罪に関する特則（第247条—第252条）

第17章 保釈者等の視察（第253条—第256条）

第18章 令状の執行（第257条—第269条）

第19章 雜則（第270条—第276条）

附則

第一節 捜査の心構え

（この規則の目的）

第一条 この規則は、警察官が犯罪の捜査を行うに当つて守るべき心構え、捜査の方法、手続その他の捜査に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（被害者等に対する配慮）

（被害者等に対する通知）

（該事件の捜査の經過その他の被害者等の救済又は不安の解消に資すると認められる事項を通知し

（捜査の基本）
第二条 捜査は、事案の真相を明らかにして事件を解決するとの強固な信念をもつて迅速適確に行わなければならない。

第三条 捜査を行うに當たつては、警察法（昭和29年法律第162号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑事訴訟法」という。）その他の法令及び規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないよう注意しなければならない。

（合理捜査）

第四条 捜査を行うに當たつては、証拠によつて事案を明らかにしなければならない。

2 捜査を行うに當たつては、先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく、基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努めるとともに、鑑識施設及び資料を十分に活用して、捜査を合理的に進めるようしなければならない。

（総合捜査）
第五条 捜査を行うに當たつては、すべての情報資料を総合して判断するとともに、広く知識技能を活用し、かつ、常に組織の力により、捜査を総合的に進めるようにしなければならない。
（着実な捜査）
第六条 捜査は、安易に成果を求めることなく、犯罪の規模、方法その他諸般の状況を冷静周密に判断し、着実に行わなければならぬ。
（公訴、公判への配慮）
第七条 捜査は、それが刑事手続の一環であることにかんがみ、公訴の実行及び公判の審理を念頭に置いて、行わなければならない。特に、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第2条第1項に規定する事件の捜査を行う場合は、国民の中から選任された裁判員に分かりやすい立証が可能となるよう、配慮しなければならない。

（規律と協力）

第八条 捜査を行うに當たつては、自己の能力を過信して独断に陥ることなく、上司から命ぜられた事項を忠実に実行し、常に警察規律を正しくし、協力一致して事案に臨まなければならぬ。

（秘密の保持等）

第九条 捜査を行うに當たつては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者（犯罪により害を被つた者をいう。以下同じ。）その他の関係者の名譽を害することのないように注意しなければならない。

2 捜査を行うに當たつては、前項の規定により秘密を厳守するほか、告訴、告発、犯罪に関する申告その他犯罪捜査の端緒又は犯罪捜査の資料を提供した者その他捜査の関係者（第11条（被害者等の保護等）第2項において「資料提供者等」という。）の名譽又は信用を害することのないように注意しなければならない。

（関係者に対する配慮）

（被害者等に対する配慮）

（被害者等に対する通知）

（該事件の捜査の經過その他の被害者等の救済又は不安の解消に資すると認められる事項を通知し

なければならない。ただし、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名譽その他の権利を不當に侵害するおそれのある場合は、この限りでない。
(被害者等の保護等)

第11条 警察官は、犯罪の手口、動機及び組織的背景、被疑者と被害者等との関係、被疑者の言動その他の状況から被害者等に後難が及ぶおそれがあると認められるときは、被疑者その他の関係者に、当該被害者等の氏名又はこれらを推知させるような事項を告げないようにするほか、必要に応じ、当該被害者等の保護のための措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、資料提供者等に後難が及ぶおそれがあると認められる場合について準用する。
(研究と工夫)

第12条 警察官は、捜査専従員であると否とを問わず、常に捜査関係法令の研究および捜査に関する知識・技能の習得に努め、捜査方法の工夫改善に意を用いなければならない。
(備忘録)

第13条 警察官は、捜査を行うに当たり、当該事件の公判の審理に証人として出頭する場合を考慮し、および将来の捜査に資するため、その経過その他参考となるべき事項を明細に記録しておかなければならぬ。
(捜査の回避)

第14条 警察官は、被疑者、被害者その他事件の関係者と親族その他特別の関係にあるため、その捜査について疑惑をいだかれるおそれのあるときは、上司の許可を得て、その捜査を回避しなければならない。
(捜査の組織的運営)

第15条 捜査を行うに当つては、捜査に従事する者の団結と統制を図り、他の警察諸部門および関係警察と緊密に連絡し、警察の組織的機能を最高度に發揮するよう努めなければならない。
(警察本部長)

第16条 警察本部長（警視総監または道府県警察本部長をいう。以下同じ。）は、捜査の合理的な運営と公正な実施を期するため、犯罪の捜査について、全般の指揮監督に当るとともに、職員の合理的な配置、その指導教養の徹底、資材施設の整備等捜査態勢の確立を図り、もつてその責に任ずるものとする。
(捜査担当部課長)

第17条 刑事部長、警備部長その他犯罪の捜査を担当する部課長は、警察本部長を補佐し、その命を受け犯罪の捜査の指揮監督に当るものとする。
(警察署長)

第18条 警察署長は、その警察署に関し、犯罪の捜査の指揮監督に当るとともに、捜査の合理的な運営と公正な実施について、警察本部長に対しその責に任ずるものとする。
(捜査指揮)

第19条 前3条に規定する犯罪の捜査の指揮については、常にその責任を明らかにしておかなければならぬ。
(捜査主任官)

第20条 警察本部長又は警察署長は、当該事件の捜査につき、捜査主任官を指名するものとする。
2 捜査主任官は、第16条から前条まで（警察本部長、捜査担当部課長、警察署長、捜査指揮）の規定により指揮を受け、当該事件の捜査につき、次に掲げる職務を行うものとする。
(1) 捜査すべき事項及び捜査員の任務分担を定めること。
(2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
(3) 第3章第5節（捜査方針）の規定により捜査方針を立てること。

(4) 捜査員に対し、捜査の状況に關し報告を求めること。

(5) 前号の報告、取調べ状況報告書の確認、被疑者の供述及びその状況を記録した記録媒体の再生その他の方法により、被疑者の供述及びその状況を記録した記録媒体の

(6) 留置施設に留置されている被疑者（第136条の2（引き当たり捜査の際の注意）第1項において「留置被疑者」という。）に關し同項の計画を作成する場合において、留置主任官（被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）第4条第1項に規定する留置主任官をいう。第136条の2第1項において同じ。）と協議すること。

(7) 被疑者の取調べその他の捜査の適正な遂行並びに被疑者の逃亡及び自殺その他の事故の防止について捜査員に対する指導教養を行うこと。

(8) 前各号に掲げるものは、法令の規定によりその権限に属させられ、又は警察本部長若しくは警察署長から特に命ぜられた事項。

第21条 警察官は、上司の命を受け、犯罪の捜査に従事する。
(捜査員)

第22条 警察官以外の捜査関係職員が、警察官を助けて職務を行ふ場合には、この規則の規定に従わなければならぬ。
(捜査本部)

第23条 警察官は、犯罪に關係があると認められる事項その他捜査上参考となるべき事項を知つたときは、速やかに、上司に報告しなければならない。
2 警察署長は、その管轄区域において発生した事件その他捜査上参考となるべき事項のうち重要なものについては、速やかに、警察本部長に報告しなければならない。
(他の機関との連絡等)

第24条 警察官は、検察官または他の捜査機関との捜査に関する連絡または協力については、あらかじめ順序を経て警察本部長または警察署長に報告して、その指揮を受けなければならない。
(新聞発表等)

第25条 捜査に關し、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、警察本部長若しくは警察署長（捜査本部を設置した場合においては捜査本部長）又はその指定する者がこれに当たらなければならぬ。
(指導教養)

第26条 犯罪の捜査に關する指導教養は、幹部、専従員および一般警察官の別に応じ、実務に即して行い、その実効を期さなければならない。

第3節 手配および共助

(一般的協力義務)

第27条 警察官は、別に定がある場合のほか、この節の規定するところに従い、捜査に関し、相互に協力しなければならない。

(共助の依頼)

第28条 捜査のため必要があるときは、他の警察に対し、共助の依頼(被疑者の逮捕、呼出し若しくは取調べ、盗品等(盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。以下同じ。)その他の証拠物の手配、押収、捜索若しくは検証、参考人の呼出し若しくは取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。)をすることができる。

2 他の警察から、共助の依頼を受けたときは、誠実かつ速やかにこれに当たらなければならぬ。

3 共助の依頼をするに当たつては、依頼の趣旨、内容その他の必要な事項を明確にし、及び依頼を受けた警察の事務の遂行に支障を及ぼさないようにならなければならない。

(緊急事件手配)

第29条 犯罪の捜査につき、他の警察に対して緊急の措置を依頼する必要があるときは、直ちに、緊急事件手配書(別記様式第1号)により、緊急配備その他の必要な措置を求めるものとする。

(事件手配)
(事件手配)

第30条 容疑者および捜査資料その他参考事項について通報を求める手配を、事件手配とする。

2 事件手配は、事件の概要および通報を求める事項を明らかにして行わなければならない。

(指名手配)

第31条 逮捕状の発せられている被疑者の逮捕を依頼し、逮捕後身柄の引渡しを要求する手配を、指名手配とする。

2 指名手配は、指名手配書(別記様式第2号)により行わなければならない。

(指名手配)

3 急速を要し逮捕状の発付を受けるいとまのないときは、指名手配書による手配を行つた後、速やかに逮捕状の発付を得て、その有効期間を通報しなければならない。

4 第29条(緊急事件手配)の規定による緊急事件手配により、氏名等の明らかな被疑者の逮捕を依頼した場合には、当該緊急事件手配を指名手配とみなす。この場合においては、逮捕状の発付を得た後、改めて第1項の規定による手続をとるものとする。

(指名手配の種別)

第32条 指名手配を行うに当つては、被疑者を逮捕した場合における身柄の処置につき、次のいずれであるかを明らかにしなければならない。

(1) 第1種手配(身柄の護送を求める場合の手配をいう。)

(2) 第2種手配(身柄を引取に行く場合の手配をいう。)

2 指名手配は、原則として第1種手配によるものとする。

(指名手配の継続)

第33条 指名手配をした場合においては、常に逮捕状の有効期間に注意し、有効期間経過後もなお手配継続の必要があるものについては、逮捕状の再発付を受け、その有効期間を通報しなければならない。

(指名通報)

第34条 被疑者が発見された場合に身柄の引渡しを求めず、かつ、その事件の処理を当該警察にゆだねる旨の手配を、指名通報とする。

2 指名通報は、被疑者の氏名等が明らかであり、かつ、犯罪事実が確実なものについて、指名通報書(別記様式第2号)により行わなければならない。

3 指名通報のあつた事件については、あらかじめ、通報を発した警察に、逮捕状の有無、容疑事実の内容、関係書類その他の捜査資料の有無等を照会して処理するものとする。

4 指名通報を行つた被疑者については、事件処理に必要な証拠資料、関係書類等を完全に整備しておき、被疑者を発見した警察から要求があつたときは、すみやかに、第78条(事件の移送お

よび引継)第2項の規定による事件引継書とともに証拠資料、関係書類等を、その警察に送付しなければならない。

第35条 警察が、その捜査中の事件の盗品等につき、他の警察に対してその発見を求める手配を、盗品等手配とする。

2 盗品等手配を行うに当たつては、発見すべき盗品等の名称、銘柄、品種、特徴等を明らかにすることに努め、必要があるときは、写真を添付する等有効適切な措置を講じなければならない。

(品触れ)
第36条 古物営業法(昭和24年法律第108号)第19条第1項又は質屋営業法(昭和25年法律第158号)第20条第1項に規定する品触れ(以下「品触れ」という。)は、これを次に区分するものとする。

3 品触れは、前項の区分を明らかにして発しなければならない。

(1) 特別重要品触れ(捜査本部に係る事件について発する品触れをいう。)

(2) 重要品触れ(前号の事件以外の重要な事件について発する品触れをいう。)

(3) 普通品触れ(その他の事件について発する品触れをいう。)

品觸れは、前項の区分を明らかにして発しなければならない。

前条第2項の規定は、品觸れについて準用する。

品触れを発したときは、品觸原簿(別記様式第3号)及び品觸取扱簿(別記様式第4号)により、それぞれ、その状況を明確にしておかなければならぬ。

(手配等の適正)
第37条 第29条(緊急事件手配)、第30条(事件手配)、第31条(指名手配)、第34条(指名手配)及び第35条(盗品等手配)に規定する手配又は通報については、その実効を期するため、犯罪の種別、輕重、緊急の度合い等に応じ、手配の範囲、種別及び方法を合理的に定め、いやしくも、濫用にわたることのないよう注意しなければならない。

(手配等の解除)
第38条 第29条(緊急事件手配)、第30条(事件手配)、第31条(指名手配)、第34条(指名手配)及び第35条(盗品等手配)に規定する手配又は通報に係る事件について、被疑者を逮捕し、又は事件を解決したときは、速やかに、かつ、確實に、その手配又は通報の解除を行わなければならない。

前2項のほか、共助の依頼をし、又は品觸を発した場合において、その必要がなくなつたときは、第1項の規定に準じ、必要な手続をとらなければならない。

(参考通報)
第39条 警察署長は、他の警察に関連する犯罪事件について、その被疑者、証拠物その他捜査上参考となるべき事項を発見したときは、直ちに、適當な措置をとるとともに、その旨を当該警察に通報しなければならない。

2 警察署長は、前項の通報のほか、重要事件、他に波及するおそれのある事件その他犯罪の捜査または予防上参考となるべき事件について、関係警察に通報するものとする。

(本部長への報告)

第40条 警察署長は、第29条(緊急事件手配)、第30条(事件手配)、第31条(指名手配)、

第34条(指名通報)及び第35条(盗品等手配)の規定による手配又は通報をする場合においては、原則として、あらかじめ警察本部長に報告した後、直接に、又は警察本部長を通じて行わなければならない。

(身柄引渡しの原則)
第41条 指名手配のあつた被疑者を逮捕した警察(以下「逮捕警察」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の身柄をその指名手配をした警察(以下「手配警察」という。)に引渡さなければならない。

(1) 逮捕警察が、手配を受けた犯罪より法定刑が重い別の犯罪をその管轄区域において犯した被疑者を逮捕したとき。

(2) 逮捕警察が、手配を受けた犯罪と法定刑が同等以上の別の犯罪で手配をしていた被疑者を逮捕したとき。

(3) 逮捕警察が、手配被疑者に関連する犯罪で、既にその正犯又は共同正犯である被疑者の一部を逮捕しているとき。

同一被疑者について、2以上の手配警察がある場合には、次の各号に定める手配警察にその身柄を引き渡さなければならない。

(1) 手配を受けた犯罪について、その法定刑に軽重があるとき（次号に規定する場合に該当する場合を除く。）は、重い犯罪を手配した警察。

(2) 手配を受けた犯罪で、既にその正犯又は共同正犯である被疑者の一部を逮捕している警察があるときはその警察。

(3) 前2号に規定する場合のほかは、先に手配をした警察。

前2項に規定する身柄引渡しの原則により難い事情があるときは、警察本部長の決するところによる。

(被疑者引渡書)

第42条 指名手配により逮捕した被疑者の身柄を引き渡すに当たつては、被疑者引渡書（別記様式第5号）を作成しなければならない。

(他の警察の管轄区域における捜査に係る連絡)

第43条 被疑者の護送その他犯罪の捜査のため必要があるときは、他の警察に対し、被疑者の留置の依頼をすることができる。

(留置の依頼)

第44条 警察官は、他の警察の管轄区域において犯罪の捜査を行うに当たつては、所轄警察に連絡するようしなければならない。

(一般的指示)

第45条 警察官は、捜査に関し、検察官と互に協力しなければならない。

2 警察本部長または警察署長は、その捜査する事件について、公訴を実行するため、あらかじめ連絡しておく必要があると認めるときは、すみやかに、犯罪事実の概要その他の参考となるべき事項を検察官に連絡しなければならない。

(一般的指示)

第46条 警察官は、司法警察職員捜査書類基本書式例その他の刑訴法第193条第1項の規定に基づき検察官から示された一般的指示があるときは、これに従つて捜査を行わなければならない。

(捜査調整の申出)

第47条 警察官は、他の司法警察職員との間において捜査の調整につき、刑訴法第193条第2項の規定による検察官の一般的指揮を必要とする特別の事情があるときは、すみやかに順を経て

2 警察本部長に報告しなければならない。

すみやかに、その旨を検察官に申し出なければならない。

(一般的指揮)

第48条 刑訴法第193条第2項の規定に基づき、検察官から一般的指揮が与えられたときは、警察官はこれに従つて捜査を行わなければならない。

(補助のための指揮)

第49条 刑訴法第193条第3項の規定により検察官が自ら捜査する犯罪について、その補助を求められたときは、警察官はすみやかに、これに従つて必要な捜査を行い、かつ、その結果を報告しなければならない。

第五節 特別司法警察職員等との関係

（共助の原則）

第50条 刑訴法第190条の規定により別に法律で定められた司法警察職員またはこれに準ずる者（以下「特別司法警察職員等」という。）との共助に関しては、共助協定その他の特別の定があるときはその規定するところによるほか、この節の規定によるものとする。

（自ら捜査する場合）

第51条 警察官は、特別司法警察職員等の職務の範囲に属する犯罪を特別司法警察職員等に先んじて知つた場合において、その捜査を特別司法警察職員等にゆだねることなく、自ら捜査することを適當と認めるときは、警察本部長または警察署長に報告して、その指揮を受け、捜査するものとする。この場合においては、当該特別司法警察職員等と連絡を密にし、その専門的知識による助言等を受けたときは、充分これを尊重して捜査を行うようにならなければならない。

（捜査をゆだねる場合）

第52条 警察官は、特別司法警察職員等の職務の範囲に属する犯罪を特別司法警察職員等に先んじて知つた場合において、その捜査を特別司法警察職員等にゆだねることを適當と認めるときは、自ら急速を要する処置を行つた後、警察本部長または警察署長に報告して、その指揮を受け、すみやかに必要な捜査資料を添えて、これを特別司法警察職員等に移すものとする。

（引継を受けた場合）

第53条 警察官は、特別司法警察職員等が、その職務の範囲に属する犯罪を捜査する場合において、その事件が職務の範囲に属しない犯罪事件と関連するため、またはその他の理由により、警察官にその捜査を引き継ぐべき旨の申出を受けたときは、警察本部長または警察署長に報告して、その指揮を受け、自らもその捜査を行うものとする。この場合において、必要があるときは、当該特別司法警察職員等に対し、証拠物の引渡しその他捜査のための協力を求めるとともに、事後の捜査の経過および結果を連絡するものとする。

（捜査が競合する場合）

第54条 警察官は、特別司法警察職員等の職務の範囲に属する犯罪を捜査する場合において、その捜査が当該特別司法警察職員等の行う捜査と競合するときは、警察本部長または警察署長に報告して、その指揮を受け、当該特別司法警察職員等とその捜査に關し、必要な事項を協議するものとする。

（捜査書類の作成）

第55条 捜査を行うに当つては、司法警察職員捜査書類基本書式例による調書その他必要な書類を明確に作成しなければならない。

2 書類の作成に当つては、事實をありのままに、かつ、簡潔明瞭に表現することを旨とし、推測、誇張等にわたつてはならない。

（署名・押印等）

第56条 書類には、特別の定がある場合を除いては、年月日を記載して署名押印し、所属官公署を表示しなければならない。

2 押印は、原則として認印をもつてするものとする。

3 書類（裁判所又は裁判官に対する申立て、意見の陳述、通知その他これらに類する訴訟行為に関する書類を除く。）には、毎葉に契印するものとする。ただし、その謄本又は抄本を作成する場合には、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

4 書類の余白または空白には、斜線を引き押印するものとする。

(文字の加除)

第57条 書類を作成するに当たつては、文字を改変してはならない。文字を加え、又は削るときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に押印しなければならない。ただし、削つた部分は、これを読むことができるよう字體を残さなければならない。

第58条 本人が文盲である等やむを得ない理由で書類を代書した場合には、代書事項が本人の意思と相違がないことを確かめた上、代書の理由を記載して署名押印しなければならない。

第2章 捜査の端緒

第1節 端緒のは握

(端緒の把握の努力)

第59条 警察官は、新聞紙その他の出版物の記事、インターネットを利用して提供される情報、匿名の申告、風説その他広く社会の事象に注意するとともに、警ら、職務質問等の励行により、進んで捜査の端緒を得ることに努めなければならない。

(手配の有無等の照合)

第60条 職務質問に当り、必要があると認められるときは、直ちに、指名手配その他の手配または通報の有無、被害届の有無、鑑識資料の有無等を、電話その他適当な方法により、警視庁もしくは道府県警察本部または警察署に照会しなければならない。

第61条 警察官は、犯罪による被害の届出をする者があつたときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。

2 前項の届出が口頭によるものであるときは、被害届(別記様式第6号)に記入を求め又は警察官が代書するものとする。この場合において、参考人供述調書を作成したときは、被害届の作成を省略することができる。

(犯罪事件受理簿)

第62条 犯罪事件を受理したときは、警察庁長官(以下「長官」という。)が定める様式の犯罪事件受理簿に登載しなければならない。

第2節 告訴、告発および自首

(告訴、告発および自首の受理)

第63条 司法警察たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

2 司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察たる警察官に移さなければならない。

(自首調書、告訴調書および告発調書等)

第64条 自首を受けたときまたは口頭による告訴もしくは告発を受けたときは、自首調書または告訴調書もしくは告発調書を作成しなければならない。

2 告訴または告発の口頭による取消しを受けたときは、告訴取消調書または告発取消調書を作成しなければならない。

(被害者以外の者の告訴)

第65条 書面による告訴および告発

本人の意思に適合しないと認められるときは、本人から補充の書面を差し出させ、またはその供述を求めて参考人供述調書(補充調書)を作成しなければならない。

2 被害者の委任による代理人から告訴を受けた場合には、委任状を差し出させなければならない。

2 被害者以外の告訴権者から告訴を受けた場合には、その資格を証する書面を差し出させなければならない。

3 被害者以外の告訴権者の委任による代理人から告訴を受ける場合には、前2項の書面をあわせ差し出させなければならない。

4 前3項の規定は、告訴の取消を受ける場合について準用する。

(告訴事件および告発事件の捜査)

第67条 告訴または告発があつた事件については、特にすみやかに捜査を行ふように努めるとともに、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) ぶ告、中傷を目的とする虚偽または著しい誇張によるものでないかどうか。

(2) 当該事件の犯罪事実以外の犯罪がいかどうか。

(自首事件の捜査)

第68条 自首のあつた事件について捜査を行うに当つては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 当該犯罪または犯人が既に発覚していたものでないかどうか。

(2) 自首が当該事件について他に存する真犯人を隠すためのものでないかどうか。

(3) 自首者が、自己が犯した他の犯罪を隠すために、ことさらに当該事件につき自首したものでないかどうか。

(事件の移送)

第69条 警察本部長または警察署長は、告訴または告発があつた事件が、管轄区域外の犯罪であるため当該警察においてこれを処理することができないとき、またはこれを処理することが適当でないと認められるときは、関係警察に対してすみやかに移送の手続をとらなければならない。

2 前項の規定による移送をしたときは、すみやかに、告訴人または告発人にその移送先を通知しなければならない。

(親告罪の要急捜査)

第70条 警察官は、親告罪に係る犯罪があることを知つた場合において、直ちにその捜査を行わなければ証拠の収集その他事後における捜査が著しく困難となるおそれがあると認めるときは、未だ告訴がない場合においても、捜査しなければならない。この場合においては、被害者またはその家族の名譽、信用等を傷つけることのないよう、特に注意しなければならない。

(親告罪の告訴取消の場合の処置)

第71条 親告罪に係る犯罪につき捜査を行い、事件を検察官に送付した後、告訴人から告訴の取消を受けたときは、直ちに、その旨を検察官に通知し、必要な書類を追送しなければならない。

(請求事件の捜査)

第72条 請求をまつて論ずる犯罪については、直ちにその捜査を行わなければ証拠の収集その他事後における捜査が著しく困難となると認められる場合を除いては、請求があつてから、捜査するものとする。

(犯則事件の通知等)

第73条 国税通則法(昭和37年法律第66号)、関税法(昭和29年法律第61号)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の法律により通告处分の認められている犯則事件のあることを知つたときは、警察本部長又は警察署長に報告してその指揮を受け、速やかに、その旨を当該事件につき調査の権限を有する職員(以下「調査職員」という。)に通知するものとする。

2 調査職員から、調査のため臨検、捜索又は差押えを行うに当たり、援助の要求を受けたときは、必要な援助をしなければならない。

(犯則事件の告発)

第74条 犯則事件について調査職員から告発を受けたときは、その捜査を行わなければならぬ。この場合において、常に調査職員と緊密に連絡をとるものとする。

2 捜査し、その結果を調査職員に通知しなければならない。

(犯則事件の要急捜査)

第3章 捜査の開始

第1節 捜査の着手

(着手報告)

第76条 警察官は、犯罪があると思するときは、捜査の着手に先立ち、順を経て、警察本部長または警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、急速を要する場合においては、必要な処置を行った後、すみやかに報告するものとする。

(着手に関する判断)

第77条 捜査の着手については、犯罪の輕重および情状、犯人の性格、事件の波及性および模倣性、捜査の緩急等諸般の事情を判断し、捜査の時期または方法を誤らないように注意しなければならない。

(事件の移送及び引継ぎ)

第78条 警察本部長又は警察署長は、管轄権のない事件又は当該警察において捜査することが適當でないと認められる事件については、速やかにこれを犯罪地又は被疑者の住居地を管轄する警察その他の適当な警察に移送又は引継ぎしなければならない。

2 前項の規定による移送又は引継ぎは、事件引継書(別記様式第5号)により行わなければならぬ。

第2節 捜査資料

(資料の組織的収集等)

第79条 捜査資料の収集は、捜査専従員のみによつて行われるのでなく、全警察職員の組織的な活動によつて行われるよう努めなければならない。

2 前項の規定により収集した捜査資料及びその写しは、適切に管理しなければならない。

3 第1項の規定により収集された捜査資料及びその写しを保管する必要がなくなつたときは、還付すべきものを除き、これらを確実に破棄しなければならない。

4 前2項の規定により、保管し、又は破棄される捜査資料が電磁的記録をもつて作成されたものである場合は、電磁的記録の特性を踏まえ、当該電磁的記録に記録された情報が漏えいしないための的確な措置を講じなければならない。

(基礎資料の整備)

第80条 捜査に資するため、広く犯罪に關係ある社会的諸事情、犯罪を犯すおそれのある者その他捜査上注意を要すると認められる者の動向等捜査に必要な基礎資料は、常に収集整備しておかなければならぬ。

(資料に基づく捜査)

第81条 捜査を行うに當つては、犯罪に關係する有形または無形の資料、内偵による資料その他諸般の情報等確実な資料を収集し、これに基いて捜査を進めなければならない。特に被疑者の逮捕その他の強制処分を行うに當つては、事前にできる限り多くの確実な資料を収集しておかなければならぬ。

(鑑識資料の収集整備及び利用)

第82条 指掌紋、手印、写真その他の鑑識資料は、常に収集整備することに努め、捜査を行うに當つては、それらの多角的利用を図らなければならない。

(参考資料の収集活用)

第83条 捜査を行つたときは、そのつど捜査の過程に反省検討を加え、これによつて得たあらゆる参考資料を収集して、事後の捜査に活用するよう努めなければならない。

第3節 犯罪現場

(現場臨検)

第84条 警察官は、現場臨検を必要とする犯罪の発生を知つたときは、捜査専従員たると否とを問わず、すみやかにその現場に臨み、必要な捜査を行わなければならない。

2 前項の場合において他に捜査主任官その他の者による現場臨検が行われるときは、確実に現場を保存するよう努めなければならない。

(現場における負傷者の救護等)

第85条 警察官は、現場を臨検した場合において負傷者があるときは、救護の処置をとらなければならない。

2 前項の場合において、ひん死の重傷者があるときは、応急救護の処置をとるとともに、その者から犯人の氏名、犯行の原因、被害者の氏名、目撃者等を聴取しておかなければならない。

3 前項の重傷者が死亡したときは、その時刻を記録しておかなければならない。

(原状のままの保存)

第86条 現場の保存に當つては、できる限り現場を犯罪の行われた際の状況のまま保存するよう努め、現場における捜査が適確に行われるようになければならない。

2 負傷者の救護、証拠物件の変質および散逸の予防等特にやむを得ない事情のある場合を除いては、警察官であつても、みだりに現場に入つてはならない。

(現場保存の範囲)

第87条 警察官は、犯罪の行われた地点だけではなく広く現場保存の範囲を定め、捜査資料の発見に資するようにしなければならない。

(現場保存のための処置)

第88条 警察官は、保存すべき現場の範囲を定めたときは、直ちに、これを表示する等適切な処置をとり、みだりに出入する者のないようにしなければならない。この場合において、現場またはその附近に居合わせた者があるときは、その者の氏名、住居等を明確にしておくようにしなければならない。

2 現場において発見された捜査資料で、光線、雨水等により変質、変形または消失するおそれのあるものについてはおおいをする等適当な方法により、その原状を保存するよう努めなければならない。

(現場保存ができないときの処置)

第89条 負傷者の救護その他やむを得ない理由のため現場を変更する必要があるときまたは捜査資料を原状のまま保存することができないときは、写真、見取図、記録その他の方法により原状を明らかにする処置をとらなければならない。

(現場における捜査の要点)

第90条 現場において捜査を行うに當つては、現場鑑識その他の科学的合理的な方法により、次に掲げる事項を明らかにするよう努め、犯行の過程を全般的に把握するようになればならない。

(1) 時の関係

イ 犯行の日時及びこれを推定し得る状況

ロ 発覚の日時及び状況

ハ 犯行当時ににおける気象の状況

ニ その他時に關し参考となる事項

イ 場所の関係

ロ 現場に通ずる道路及びその状況

ハ 家屋その他現場附近にある物件及びその状況

ニ 現場の間取等の状況

イ 場所の関係

ロ 現場における器具その他物品の状況

ハ 指掌紋、足跡その他のこん跡並びに遺留物件の位置及び状況

ニ その他場所に關し参考となる事項

ホ 被害者の関係

イ 犯人に対する応接その他被害前の状況

ロ 被害時における抵抗、姿勢等の状況

ハ 傷害の部位及び程度、被害金品の種別及び数量等被害の程度

(4) その他被害者に関する事項

イ 現場についての侵入及び逃走の経路
ロ 被疑者の数及び性別
ハ 犯罪の手段、方法その他の犯罪実行の状況

二 被疑者の犯行の動機並びに被害者との面識及び現場についての知識の有無を推定し得る
ト その他被疑者に関する事項

(現場における任務分担)

第91条 現場において捜査を行うに当つては、捜査主任官が、これに従事する捜査員の任務分担を定め、組織的に行うようにしなければならない。

(資料を発見した時の措置)

第92条 遺留品、現場指掌紋等の資料を発見したときは、年月日時及び場所を記載した紙片に被害者又は第三者の署名を求めて、これを添付して撮影する等証拠力の保全に努めなければならない。

第4節 緊急配備

(緊急配備) 第93条 警察本部長または警察署長は、管轄区域内に発生した犯罪について、犯人捕そくのため緊急の必要がある場合においては、この節に定めるところに従つて、緊急配備をしなければならない。管轄区域外に発生した犯罪について必要がある場合も、また同様とする。

(緊急配備計画) 第94条 警察本部長または警察署長は、緊急配備の目的を達成するため、あらかじめ綿密適正な緊急配備計画を立て、所属警察官に周知させておかなければならぬ。管轄区域外に発生した犯罪について必要がある場合は、隣接警察その他の関係機関と密接な連絡をとらなければならぬ。

(緊急配備の方法) 第95条 緊急配備は、前条の規定による計画に基き、犯人の数、車両利用の状況、凶器の有無その他の犯罪の規模および態様を考慮し、配備につくべき区域、警察官数、特に警戒すべき地域または地点等を定めて行うものとする。

2 緊急配備を行うに当つては、まず、交通の要所その他の重要地点に警察官を配置し、事後、逐次配備網を伸縮する等事態に即応して行わなければならない。

(捜査方針の樹立)

第96条 捜査を行うに当つては捜査方針を立て、その方針に基いて捜査を行わなければならない。
(捜査方針の実施)

2 捜査方針は、現場における捜査等により収集した有形無形の捜査資料、平素収集しておいた基礎資料等すべての資料を総合的に検討し、合理的に判断して、立てなければならない。
(捜査方針の実施)

第97条 捜査方針の実施に当つては、捜査に従事する者の数、技能等を考慮して、その合理的編成を行い、具体的にその任務を授けなければならない。

第98条 捜査方針を立て、またはこれに検討を加えるため必要があると認められるときは、隨時捜査会議を開き、なるべく多くの者の意見を聞くよう努めなければならない。

(任意捜査)

第99条 捜査は、なるべく任意捜査の方法によつて行わなければならない。

(承諾を求める際の注意)
第100条 任意捜査を行うに当り相手方の承諾を求めるについては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 承諾を強制し、またはその疑を受けるおそれのある態度もしくは方法をとらないこと。
(2) 任意性を疑われることのないよう、必要な配意をすること。

(開込その他の内偵)
第101条 捜査を行うに当つては、開込、尾行、密行、張込等により、できる限り多くの捜査資料を入手するよう努めなければならない。

(保全要請)
第102条 捜査のため、被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求めるには、電話、呼出状(別記様式第7号)の送付その他適切な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出し人に確實に伝達しなければならない。この場合において、被疑者又は重要な参考人の任意出頭については、警察本部長又は警察署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

2 被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿(別記様式第8号)に所要事項を記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならぬ。
(逮捕状発付後の事情変更)

第103条 逮捕状の発付されている場合であつても、その後の事情により逮捕状による逮捕の必要がないと認められるに至つたときは、任意捜査の方法によらなければならぬ。この場合においては、逮捕状は、その有効期間内であつても、直ちに裁判官に返還しなければならない。
2 前項の場合において、刑訴法第201条の2第2項の規定による逮捕状に代わるもの交付があるときは、当該逮捕状に代わるものも直ちに裁判官に返還しなければならない。

(実況見分)
第104条 犯罪の現場その他の場所、身体又は物について事実発見のため必要があるときは、実況見分を行わなければならない。
2 実況見分は、居住者、管理者その他の関係者の立会を得て行い、その結果を実況見分調書に正確に記載しておかなければならぬ。

3 実況見分調書には、できる限り、図面及び写真を添付しなければならない。

4 3 前3項の規定により、実況見分調書を作成するに当つては、写真をはり付けた部分にその説明を付記するなど、分かりやすい実況見分調書となるよう工夫しなければならない。
(実況見分調書記載上の注意)

第105条 実況見分調書は、客観的に記載するように努め、被疑者、被害者その他の関係者に対し説明を求めた場合においても、その指示説明の範囲をこえて記載することのないように注意しなければならない。

2 被疑者、被害者その他の関係者の指示説明の範囲をこえて、特にその供述を実況見分調書に記載する必要がある場合には、刑訴法第198条第3項から第5項までおよび同法第223条第2項の規定によらなければならない。この場合において、被疑者の供述に関しては、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げ、かつ、その点を調書に明らかにしておかなければならない。

(被疑者の供述に基づく実況見分)

第106条 被疑者の供述により凶器、盗品等その他の証拠資料を発見した場合において、証明力確保のため必要があるときは実況見分を行い、その発見の状況を実況見分調書に明確にしておかなければならぬ。

(女子の任意の身体検査の禁止)

第107条 女子の任意の身体検査は、行つてはならない。ただし、裸にしないときはこの限りでない。(人の住居等の任意の搜索の禁止)

第108条 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶につき搜索をする必要があるときは、住居主又は看守者の任意の承諾が得られると認められる場合においても、搜索許可状の交付を受けて搜索をしなければならない。

(任意提出物の領置)

第109条 所有者、所持者又は保管者の任意の提出に係る物を領置するに当たつては、なるべく提出者から任意提出書を提出させた上、領置調書を作成しなければならない。この場合においては、刑訴法第120条の規定による押収品目録交付書を交付するものとする。

2 任意の提出に係る物を領置した場合(次項に規定する場合に該当する場合を除く。)において、当該所有者がその物の所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、任意提出書にその旨を記載させ、又は所有権放棄書の提出を求めるべきである。

3 任意の提出に係る物を領置した場合において、その物が電磁的記録に係る記録媒体であり、当該記録媒体の所有者でない提出者が当該電磁的記録について所有に属するものとみなされる権利の提出を認めなければならない。

(刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和38年法律第138号)第1条の2の規定により所有に属するものとみなされる場合における権利をいう。)を放棄する旨の意思を表示したときは、任意提出書にその旨を記載させ、又は電磁的記録に係る権利放棄書(遺留物の領置)

第110条 被疑者その他の者の遺留物を領置するに当つては、居住者、管理者その他関係者の立会を得て行うようにしなければならない。

2 前項の領置については、実況見分調書その他によりその物の発見された状況等を明確にした上、領置調書を作成しておかなければならない。

(原状のままの領置)

第111条 領置をするに当たつては、指掌紋その他の附着物を破壊しないよう注意するとともに、その物をできる限り原状のまま保存するため適切な方法を講じ、滅失、毀損、変質、変形、(廃棄等の処分)

第112条 領置物について廃棄、換価、還付又は仮還付の処分をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。ただし、急速に廃棄処分をする必要がある場合においては、処分後速やかに警察本部長又は警察署長にその旨を報告するものとする。

2 還付又は仮還付の処分をするに当たつては、相手方から(仮)還付請書を徴しておくとともに、先に仮還付した物について更に還付の処分をする必要があるときは、還付通知書(別記様式第9号)を交付して行うものとする。

3 運搬又は保管に不便な領置物について、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その者の承諾を得て保管させる場合も第1項の場合と同様とする。この場合は、なるべくその者から保管請求書を徴しておかなくてはならない。

4 廃棄(刑訴法第499条第4項の規定によるものに限る。)、換価、還付及び仮還付の処分は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。

(還付の公告)

第112条の2 領置物の還付に関して刑訴法第499条第2項の規定による公告をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

2 前項の公告は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。
(廃棄処分等と証拠との関係)

第113条 領置物について廃棄又は換価の処分を行うに当たつては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 処分に先立ち、その物の状況を写真、見取図、模写図又は記録等の方法により明らかにすること。

(2) 特に必要があると認められるときは、当該領置物の性状、価格等を鑑定に付しておくこと。この場合においては、再鑑定のためその物の一部保存について配意すること。

(3) 危険を生じ、滅失又は破損するおそれがあり、保管に不便なものである等廃棄又は換価の処分を行なべき相当な理由があることを明確にしておくこと。

2 廃棄又は換価の処分をしたときは、それ廃棄処分書(別記様式第10号)又は換価処分書(別記様式第11号)を作成しておかなければならない。

(調査職員への連絡)

第114条 通告処分の認められている犯則事件に関する領置物について廃棄又は換価の処分をするに当つては、あらかじめ、調査職員に連絡しなければならない。

(領置物の還付等の相手方の調査)

第115条 領置物の還付または仮還付の処分をするに当つては、還付または仮還付を受ける者が正当の権限を有する者であるかどうかについて調査を行い、事後に紛議の生ずることがないよう正当事務所の権限を有する者であるかどうかについて調査を行なう。

(領置調書への記載)

第116条 領置物の廃棄、換価、還付または仮還付の処分をするに当つては、その物に係る領置調書中にその旨を記載しておかなければならぬ。

(証拠物件保存簿)

第117条 事件の捜査が長期にわたる場合においては、領置物は証拠物件保存簿(別記様式第12号)に記載して、その出納を明確にしておかなければならぬ。

第5章 逮捕

(逮捕権運用の慎重適正)

第118条 逮捕権は、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに關する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を充分に検討して、慎重適正に運用しなければならない。

(通常逮捕状の請求等)

第119条 刑訴法第199条第2項の規定による逮捕状(以下「通常逮捕状」という。)の請求(当該請求と同時に同法第201条の2第1項の規定による逮捕状に代わるものとの交付の請求をする場合にあつては、当該逮捕状に代わるものとの交付の請求を含む。次項において同じ。)は、公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員(以下「指定司法警察員」という。)が、責任をもつてこれに当たなければならぬ。

2 指定司法警察員が通常逮捕状の請求をするに当たつては、順を経て警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合には、請求後、速やかにその旨を報告するものとする。

(緊急逮捕状の請求)

第120条 刑訴法第210条第1項の規定による逮捕状(以下「緊急逮捕状」という。)の請求は、指定司法警察員又は当該逮捕に当たつた警察官がこれを行うものとする。ただし、指定司法警察員がないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。

2 緊急逮捕した被疑者の身柄の処置については、順を経て警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。

3 被疑者を緊急逮捕した場合は、逮捕の理由となつた犯罪事実がないこと若しくはその事実が罪とならないことが明らかになり、又は身柄を留置して取り調べる必要がないと認め、被疑者を釈放したときにおいても、緊急逮捕状の請求をしなければならない。
 (親告罪事件の逮捕状請求)

第121条 逮捕状を請求するに当つて、当該事件が親告罪に係るものであつて、未だ告訴がないときは、告訴権者に対し告訴するかどうかを確かめなければならない。

(逮捕状請求の疎明資料)

第122条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならぬ。ただし、刑訴法第199条第1項ただし書に規定する罰金、拘留又は料料に当たる罪について通常逮捕状を請求するときは、更に、被疑者が定まつた住居を有したこと及び逮捕の必要があることを疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第123条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第124条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第125条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第126条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第127条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第128条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第129条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第130条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第131条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第132条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第133条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第134条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第135条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第136条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第137条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第138条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第139条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第140条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第141条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第142条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第143条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第144条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第145条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第146条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第147条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第148条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第149条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第150条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第151条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第152条 通常逮捕状を請求するときは、被疑者が罪を犯したことの疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

6 刑訴法第201条の2第3項の規定により逮捕状に代わるもの被疑者に示すときは、当該逮捕状に代わるもの交付の請求に係る個人特定事項(同条第1項に規定する個人特定事項をいう。第189条第3項において同じ。)が被疑者に知られることがないように注意しなければならない。

(手錠の使用)

第153条 逮捕された被疑者が逃亡し、自殺し、又は暴行する等のおそれがある場合において必要があるときは、確実に手錠を使用しなければならない。

2 前項の規定により、手錠を使用する場合においても、苛酷にわたらないよう注意するとともに、衆目に触れないよう努めなければならない。

(連行及び護送)

第154条 逮捕した被疑者を連行し、又は護送するに当たつては、被疑者が逃亡し、罪証を隠滅し、自殺し、又はこれを奪取されることのないように注意しなければならない。

2 前項の場合において、必要があるときは、他の警察に対し、被疑者の仮の留置を依頼することができる。

(現行犯人を受け取つた場合の手続)

第155条 警察官は、刑訴法第214条の規定により現行犯人を引き渡す者があるときは、直ちにこれを受け取り、逮捕者の氏名、住所および逮捕の事由を聞き取らなければならぬ。

2 前項の犯人を受け取つた警察官が司法巡査であるときは、すみやかにこれを司法警察員に引致しなければならない。

(司法警察員の処置)

第156条 司法警察員は、被疑者を逮捕し、又は逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちにこれを受け取り、逮捕者の氏名、住所および逮捕の事由を聞き取らなければならぬ。

2 前項の犯人を受け取つた司法警察員が司法巡査であるときは、すみやかにこれを司法警察員に引致しなければならない。

(1) 犯罪事実の要旨を告げること。

(2) 弁護人を選任できる旨を告げること。

(3) 前号に掲げる処置をとるに当たつて、弁護士、弁護士法人(弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。第132条において同じ。)又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示すること。

(4) 弁解の機会を与え、その結果を弁解録取書に記載すること。

2 司法警察員は、前項第2号に掲げる処置をとるに当たつては、被疑者に対し、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 引き続き勾留を請求された場合において、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは、裁判官に対して弁護人の選任を請求することができること。

(2) 裁判官に対して弁護人の選任を請求する場合は、刑訴法第36条の2に規定する資力申告書を提出しなければならないこと。

(3) 被疑者の資力が50万円以上であるときは、あらかじめ、第1号の勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない。

2 被疑者が留置されている場合において、留置の必要がなくなつたと認められるときは、司法警察員は、警察本部長又は警察署長の指揮を受け、直ちに被疑者の釈放に係る措置をとらなければならない。

3 被疑者の留置の要否を判断するに当たつては、その事案の輕重及び態様並びに逃亡、罪証隠滅、通謀等捜査上の支障の有無並びに被疑者の年齢、境遇、健康その他諸般の状況を考慮しなければならない。

4 被疑者の留置されている場合において、留置の必要がなくなつたと認められるときは、司法警察員は、警察本部長又は警察署長の指揮を受け、直ちに被疑者の釈放に係る措置をとらなければならない。

5 多数の被疑者を同時に逮捕するに当たつては、個々の被疑者について、人相、体格その他の特徴、その犯罪事実及び逮捕時の状況並びに当該被疑者と証拠との関連を明確にし、逮捕、押収その他の处分に関する書類の作成、取調べ及び立証に支障を生じないようにしなければならない。

(指掌紋の採取、照会等)

第131条 逮捕した被疑者については、引致後速やかに、指掌紋を採取し、写真その他の鑑識資料を確実に作成するとともに、指掌紋照会並びに余罪及び指名手配の有無を照会しなければならない。

2 取調べの過程において、新たな事実を発見した場合においても、余罪及び指名手配の有無を照会しなければならない。

(弁護人選任の申出の通知)

第132条 逮捕された被疑者が弁護人選任の申出をした場合において、当該弁護士、弁護士法人若しくは弁護士会又は父兄その他の者にその旨を通知したときは、弁護人選任通知簿(別記様式第14号)に記載して、その手続を明らかにしておかなければならぬ。(弁護人の選任)

第133条 弁護人の選任については、弁護人と連署した選任届を当該被疑者または刑訴法第30条第2項の規定により独立して弁護人を選任することができる者から差し出させるものとする。

2 被疑者の弁護人の選任届は、各被疑者について通じて3人をこえてこれを受理してはならない。ただし、3人をこえて弁護人を選任することについて管轄地方裁判所または簡易裁判所の許可がある場合は、この限りでない。

3 弁護人の選任に当つては、警察官から特定の弁護人を示唆し、または推薦してはならない。
(弁解録取上の注意)

第134条 被疑者の弁解を録取するに当つて、その供述が犯罪事実の核心に触れる等弁解の範囲外にわたると認められるときは、弁解録取書に記載することなく、被疑者供述調書を作成しなければならない。

(弁護人選任の選任に当つては、警察官から特定の弁護人を示唆し、または推薦してはならない。

(弁解録取上の注意)

第135条 被疑者の身柄とともに事件を送致する場合において、遠隔の地で被疑者を逮捕したた
め、または逮捕した被疑者が病気、でい醉等により保護を必要とするためその他やむを得ない事
情により、刑訴法第203条第1項に規定する時間の制限に従うことことができなかつたときは、遅
延事由報告書を作成して、これを送致書に添付しなければならない。

(逮捕手続書)

第136条 被疑者を逮捕したときは、逮捕の年月日時、場所、逮捕時の状況、証拠資料の有無、
引致の年月日時等逮捕に関する詳細を記載した逮捕手続書を作成しなければならない。

2 前項の場合において、被疑者が現行犯人であるときは、現に罪を行い、もしくは現に罪を行
終つたと認められた状況、または刑訴法第212条第2項各号の一に当る者が罪を行い終つてか
ら間がないと明らかに認められた状況を逮捕手続書に具体的に記載しなければならない。

(引き当たり捜査の際の注意)

第136条の2 留置被疑者を同行させて警察施設の外において行われる実況見分その他の捜査
は、あらかじめ捜査主任官が留置主任官と協議して作成し、警察本部長又は警察署長の承認を受
けた計画に基づいて行わなければならない。

2 前項の計画は、同行する被疑者、日時、場所及び行程、当該捜査に従事する者及びその任務分
担、被疑者の逃亡その他の事故を防止するために留意すべき事項その他捜査を適正に遂行し、及
び事故を防止するため必要な事項について定めるものとする。
(捜査と留置の分離)

第136条の3 捜査員は、自らが犯罪の捜査に従事している場合における当該犯罪について留置
されている被留置者に係る留置業務に従事してはならない。

第6章 捜索・差押え等

第1節 通則

(令状の請求)

第137条 刑訴法第218条第1項の規定による捜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身
体検査の令状の請求は、指定司法警察員がこれを行うものとする。ただし、やむを得ないとき
は、他の司法警察員が請求しても差し支えない。

2 前項の令状を請求するに当たつては、順を経て警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けるなければならない。ただし、急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合には、請求後速やかに、その旨を報告するものとする。

3 第1項の令状を請求したときは、令状等請求簿により、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならぬ。

(令状請求の際の注意)

第138条 捜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、捜査に必要かつ十分な範囲を定め、捜索すべき場所、身体若しくは物、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、検証すべき場所、身体若しくは物又は検査すべき身体の部位等を明確にして行わなければならぬ。

2 刑訴法第218条第2項の規定による差押えの令状を請求するに当たつては、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を明確にして行わなければならない。

(疎明資料)

第139条 捜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、被疑者供述調書、参考人供述調書、捜査報告書その他犯罪の捜査のため当該処分を行ふ必要があることを疎明する資料を添えて行わなければならない。

2 被疑者以外の者の身体、物又は住居その他の場所について、捜索許可状を裁判官に請求するに当たつては、差し押さえべき物の存在を認めるに足りる状況があることを疎明する資料を添えて行わなければならない。

3 郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの(被疑者から発し、又は被疑者に對して発したもの)を除く。)について差押許可状を裁判官に請求するに当たつては、その物が当該事件に關係があると認めるに足りる状況があることを疎明する資料を添えて行わなければならない。

(実施上の一般的注意)

第140条 捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、必要以上に関係者の迷惑になることのないように特に注意しなければならない。

2 捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行ふに当たつては、やむを得ない理由がある場合を除くほか、建造物、器具等を損壊し、又は書類その他の物を乱すことができないように注意するとともに、これを終えたときは、できる限り原状に復しておくようしなければならない。

(令状の提示)

第141条 令状により捜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査を行ふに当たつては、当該処分を受ける者に対するとして、令状を示さなければならない。

2 やむを得ない理由によつて、当該処分を受ける者に令状を示すことができないときは、立会人に對してこれを示すようにしなければならない。

(逮捕の際の捜索等)

第142条 被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、逮捕の現場において刑訴法第220条の規定による捜索、差押または検証を行い、捜査資料を発見入手するよう努めなければならない。

(立会い)

第143条 公務所内で捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行ふに当たつては、その長又はこれに代わるべき者に通知してこれに立ち会わせなければならない。

2 前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行ふに当たつては、住居主若しくは看守者又はこれらの人代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができない

ときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。ただし、刑訴法第220条の規定により被疑者を捜索する場合において急速を要するときは、この限りでない。

3 女子の身体について捜索を行ふ場合には、18歳以上の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

4 女子の身体を検査する場合には、医師又は18歳以上の女子を立ち会わせなければならない。（被疑者等の立会い）

第144条 捜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつて捜査上特に必要があるときは、被疑者その他の関係者を立ち会わせるようにしなければならない。

2 前項の場合においては、常にこれらの者の言語および举动に注意し、新たな捜査資料を入手することに努めなければならない。

第2節 捜索

(第三者の立会)

第145条 捜索を行うに当つては、公務所内または人の居住し、もしくは人の看守する邸宅、建物もしくは船舶内以外の場所でこれをを行う場合にも、なるべく第三者の立会を得て行うようにしなければならない。

2 前項の場合において、第三者の立会が得られないときは、他の警察官の立会を得て捜索を行うものとする。

(捜索の分担)

第146条 捜索を行うに当つては、捜査主任官またはこれに代るべき者は、捜索すべき場所その他について各人の分担を定め、綿密周到に行うようにしなければならない。

第147条 捜索を行うに当つては、立会人または特に許可を受けた者以外の者は、その場所から退去させ、およびその場所に出入させないようにしなければならない。

2 前項の許可を受けないでその場所にある者に対しては、退去を強制または看守者を附して、捜索の実施を妨げさせないようにしなければならない。ただし、必要な限度をこえて実力を行使することのないようにしなければならない。（協力要請）

第147条の2 差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であつて、捜索を行うに当たつて必要があるときは、刑訴法第222条第1項において準用する同法第111条の2の規定に基づき、処分を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めるものとする。（捜索中止の場合の処置）

第148条 捜索に着手した後、一時これを中止する場合においては、その場所を閉鎖し、または看守者を附して事後の捜索の続行に支障がないようにしておかなければならぬ。

第149条 捜索を行つた場合は、捜索の状況を明らかにした捜索調書（被疑者捜索調書を含む。）を作成しなければならない。

2 捜索に際し、処分を受ける者に捜索許可状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、又は女子の身体について捜索を行う場合に急速を要し、18歳以上の女子の立会いが得られなかつたときは、捜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておかなければならぬ。（捜索証明書）

第150条 捜索をした結果、証拠物または没収すべき物がない場合において、当該処分を受けた者から請求があつたときは、すみやかに捜索証明書を作成して交付しなければならない。

(領置に関する規定の準用等)

第3節 差押え及び記録命令付差押え

第151条 第109条（任意提出物の領置）第1項後段、第2項及び第3項並びに第110条第2項から第117条まで（遺留物の領置、原状のままの領置、廃棄等の処分、還付の公告、廃棄

処分等と証拠との関係、調査職員への連絡、領置物の還付等の相手方の調査、領置調書への記載、証拠物件保存簿）の規定は、差押え及び記録命令付差押えを行ふ場合について準用する。この場合において、第110条第2項及び第116条中「領置調書」とあるのは、「差押調書又は記録命令付差押調書」と読み替えるものとする。

2 次に掲げる処分を行つた場合は、これらの処分を受けた者に対しても押収品目録交付書を交付しなければならない。

(1) 刑訴法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分を行つた場合

2 (2) 記録命令付差押え又は刑訴法第218条第2項の規定による処分を行つて記録媒体を警察官が用意した場合

(捜索に関する規定の準用)

第152条 第145条（第三者の立会）の規定は、差押えを行う場合について、第147条（執行中の退去および出入禁止）、第147条の2（協力要請）及び第148条（捜索中止の場合の処置）の規定は、差押え又は記録命令付差押えを行ふ場合について、それぞれ準用する。（捜索調書に関する規定の準用）

第153条 第149条（捜索調書）第2項の規定は、差押調書又は記録命令付差押調書の作成について準用する。

(差押え又は記録命令付差押えに緊急を要する場合)

第154条 犯罪に關係があると認められる物を発見した場合において、その物の所有者又は保管者から任意の提出を受ける見込みがないと認めたときは、直ちにその物に対する差押許可状の交付を請求するとともに、その隠匿、散逸等を防止するため適切な処置をとらなければならない。

2 犯罪に關係があると認められる電磁的記録を発見した場合において、その電磁的記録に係る記録媒体の所有者若しくは保管者又はその電磁的記録を保管する者その他その電磁的記録を利用する権限を有する者からその電磁的記録に係る記録媒体又はその電磁的記録を記録若しくは印刷された記録媒体について任意の提出を受ける見込みがないと認めたときは、直ちにその電磁的記録に係る記録媒体に対する差押許可状又はその電磁的記録に対する記録命令付差押許可状の発付を請求するとともに、その隠匿、散逸等を防止するため適切な処置をとらなければならない。（交付又は複写の許可）

第154条の2 差押物について、刑訴法第222条第1項において準用する同法第123条第3項の規定による交付又は複写の許可をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならぬ。

2 前項の交付又は複写の許可は、司法警察員たる警察官が行わなければならぬ。

第155条 犯罪の現場その他の場所、身体または物の検証については、事実発見のため身体の検査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができる。

(死体の検証等の注意)

第156条 死体の検証、墳墓の発掘等を行うに当つては、札を失わないよう注意し、配偶者、直系の親族または兄弟姉妹があるときは、これらの者に、その旨を通知しなるべくその立会を得るようにしなければならない。

2 前項の場合において、死体の被服、附着物、墳墓内の埋葬物等で検査上必要があると認められるものについては、遺族から任意提出を受け、または差押許可状により差押を行わなければならぬ。

(実況見分に関する規定の準用)

第157条 第104条第3項から第106条まで(実況見分、実況見分調書記載上の注意、被疑者の供述に基づく実況見分)の規定は、検証を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「実況見分調書」とあるのは「検証調書又は身体検査調書」と読み替えるものとする。

2 検証を行う場合において他の処分と同時に身体の検査をするときは、別に身体検査調書を作成することなく、検証調書に身体の検査に関する事項をもあわせて記載することができる。

(検索に関する規定の準用等)

第158条 第145条(第三者の立会)、第147条(執行中の退去および出入禁止)、第147条の2(協力要請)、第148条(検索中止の場合の処置)及び第149条(検索調書)第1項の規定は、検証を行う場合について、第149条(検索調書)第2項の規定は検証調書の作成について、それぞれ準用する。この場合において、第149条第1項の規定中「検証調書」とあるのは、「検証調書又は身体検査調書」と読み替えるものとする。

2 身体検査に際し、やむを得ない理由により立会人を得ることができなかつたときは、その事情を身体検査調書に明らかにしておかなければならぬ。

(身体検査についての注意)

第159条 身体検査を行うに当たつては、刑訴法第218条第6項の規定により裁判官の付した条件を厳格に遵守するほか、性別、年齢、健康状態、場所的関係その他諸般の状況を考慮してこれを受ける者の名譽を害しないように注意し、かつ、穏当な方法で行わなければならない。

第160条 身体検査を行うに当つては、必要があると認められるときは、医師その他専門的知識を有する者の助力を得て行わなければならない。

(負傷者の身体検査)

第161条 負傷者の負傷部位について身体検査を行うときは、その状況を撮影等により明確に記録する等の方法をとり、できる限り短時間のうちに終了するよう努めなければならない。

第162条 刑訴法第222条第7項の規定により、正当の理由がなく身体検査を拒んだ者に対する過料処分またはその者にその拒絶により生じた費用の賠償を命ずべき処分を裁判所に請求するには、過料処分等請求書を作成して行わなければならない。

第7章 没収保全等の請求

(没収保全等の請求)

第163条 第119条(通常逮捕状の請求等)の規定は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号。以下この条において「麻薬特例法」という。)第19条第3項、不正競争防止法(平成5年法律第47号)第35条第3項及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第1336号。以下この条において「組織的犯罪处罚法」という。)第23条第1項の没収保全(麻薬特例法第119条第1項、不正競争防止法第35条第1項及び組織的犯罪处罚法第22条第1項の没収保全命令による处分の禁止をいう。次条第1項及び第165条において同じ。)及び附帯保全(麻薬特例法第119条第2項、不正競争防止法第35条第2項及び組織的犯罪处罚法第22条第2項の附帯保全命令による处分の禁止をいう。次条第2項及び第165条において同じ。)の請求について準用する。

(没収保全等の請求の疎明資料)

第164条 没収保全の請求をするに当たつては、処分を禁止すべき財産が法令の規定により没収することができる財産に当たると思料するに足りる相当な理由があり当該財産を没収するため没収保全をする必要があることを疎明する被疑者調書、参考人調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

2 附帯保全の請求をするに当たつては、処分を禁止すべき権利がその上に存在する財産の没収より当該権利が消滅すると思料するに足りる相当な理由があり当該財産を没収するため附帯保全をする必要があること又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があることを疎明する被疑者調書、参考人調書、捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない。

第165条 没収保全又は附帯保全の請求をしたときは、没収保全等請求簿(別記様式第15号)により請求の手続、関係書類の送付月日等を明らかにしておかなければならぬ。

第8章 取調べ

(取調べの心構え)

第166条 取調べに当たつては、予断を排し、被疑者その他関係者の供述、弁解等の内容のみにとらわれることなく、あくまで眞実の発見を目指して行わなければならない。

(取調べにおける留意事項)

第167条 取調べを行つては、被疑者の動静に注意を払い、被疑者の逃亡及び自殺その他の事故を防止するよう注意しなければならない。

2 取調べを行うに当たつては、事前に相手方の年令、性別、境遇、性格等を把握するよう努めなければならない。

3 取調べに当たつては、冷静を保ち、感情にはすることなく、被疑者の利益となるべき事情をも明らかにするよう努めなければならない。

4 取調べに当たつては、言動に注意し、相手方の年令、性別、境遇、性格等に応じ、その者にふさわしい取扱いをする等その心情を理解して行わなければならない。

5 警察官は、常に相手方の特性に応じた取調べ方法の習得に努め、取調べに当たつては、その者の特性に応じた方法を用いるようにしなければならない。

(任意性の確保)

第168条 取調べを行うに当たつては、強制、拷問、脅迫その他供述の任意性について疑念をいだかれるような方法を用いてはならない。

2 取調べを行うに当たつては、自己が期待し、又は希望する供述を相手方に示唆する等の方法により、みだりに供述を誘導し、供述の代償として利益を供与すべきことを約束し、その他供述の真実性を失わせるおそれのある方法を用いてはならない。

3 取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない。この場合において、午後10時から午前5時までの間に、又は1日につき8時間を超えて、被疑者の取調べを行うときは、警察本部長又は警察署長の承認を受けなければならない。

(精神又は身体に障害のある者の取調べにおける留意事項)

第169条の2 精神又は身体に障害のある者の取調べを行うに当たつては、その者の特性を十分に理解し、取調べを行う時間や場所等について配慮するとともに、供述の任意性に疑惑が生じることのないよう、その障害の程度等を踏まえ、適切な方法を用いなければならない。

(自己の意思に反して供述をする必要がない旨の告知)

2 前項の告知は、取調べが相当期間中断した後再びこれを開始する場合又は取調べ警察官が交代した場合には、改めて行わなければならない。

(共犯者の取調べ)

第170条 共犯者の取調べは、なるべく各別に行つて、通謀を防ぎ、かつ、みだりに供述の符合を図ることのないように注意しなければならない。

2 取調べを行うに当たり、対質尋問を行なう場合には、特に慎重を期し、一方が他方の威圧を受け等のことがないようその時期及び方法を誤らないように注意しなければならない。

(証拠物の呈示)

第171条 捜査上特に必要がある場合において、証拠物を被疑者に示すときは、その時期及び方法に適切を期するとともに、その際ににおける被疑者の供述を調書に記載しておかなければならぬ。

(臨床の取調べ)

第172条 相手方の現在する場所で臨床の取調べを行なうに当たつては、相手方の健康状態に十分の考慮を払うことはもちろん、捜査に重大な支障のない限り、家族、医師その他適当な者を立ち会わせるようにしなければならない。

(裏付け捜査及び供述の吟味の必要)

第173条 取調べにより被疑者の供述があつたときは、その供述が被疑者に不利な供述であると有利な供述であるとを問はず、直ちにその供述の真実性を明らかにするための捜査を行い、物的証拠・情況証拠その他必要な証拠資料を収集するようにしなければならない。

2 被疑者の供述については、事前に収集した証拠及び前項の規定により収集した証拠を踏まえ、客観的事実と符合するかどうか、合理的であるかどうか等について十分に検討し、その真実性について判断しなければならない。

(伝聞供述の排除)

第174条 事実を明らかにするため被疑者以外の関係者を取り調べる必要があるときは、なるべく、その事実を直接に経験した者から供述を求めるようにしなければならない。

2 重要な事項に係るもので伝聞にわたる供述があつたときは、その事実を直接に経験した者について、更に取調べを行うよう努めなければならない。

(供述者の死亡等に備える処置)

第175条 被疑者以外の者を取り調べる場合においては、その者が死亡、精神又は身体の故障その他他の理由により公判準備又は公判期日において供述することができないおそれがあり、かつ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるときは、捜査に支障のない限り被疑者、弁護人その他適当な者を取調べに立ち会わせ、又は検察官による取調べが行われるよう連絡する等の配意をしなければならない。

(証人尋問請求についての連絡)

第176条 刑訴法第226条又は同法第227条の規定による証人尋問の必要があると認められるときは、証人尋問請求方連絡書に、同法第226条又は同法第227条に規定する理由があることを疎明すべき資料を添えて、検察官に連絡しなければならない。この場合において、証明すべき事実及び尋問すべき事項は、特に具体的かつ明瞭に記載するものとする。

(供述調書)

第177条 取調べを行つたときは、特に必要がないと認められる場合を除き、被疑者供述調書又は参考人供述調書を作成しなければならない。

2 被疑者その他の関係者が、手記、上申書、始末書等の書面を提出した場合においても、必要があると認めるときは、被疑者供述調書又は参考人供述調書を作成しなければならない。

(供述調書の記載事項)

第178条 被疑者供述調書には、おおむね次の事項を明らかにしておかなければならない。

(1) 本籍、住居、職業、氏名、生年月日、年齢及び出生地(被疑者が法人であるときは名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地並びに代表者の氏名及び住居、被疑者が法人でない団体であるときは名称、主たる事務所の所在地並びに代表者、管理人又は主幹者の氏名及び住居)

(2) 旧氏名、変名、偽名、通称及びあだ名

(3) 位記、勲章、褒賞、記章、恩給又は年金の有無(もしあるときは、その種類及び等級)

(4) 前科の有無(もしあるときは、その罪名、刑名、刑期、罰金又は料料の金額、刑の執行猶予の言渡し及び保護観察に付されたことの有無、犯罪事実の概要並びに裁判をした裁判所の名稱及びその年月日)

(5) 刑の執行停止、仮釈放、仮出所、恩赦による刑の減免又は刑の消滅の有無

(6) 起訴猶予又は微罪処分の有無(もしあるときは、犯罪事実の概要、処分をした庁名及び処分年月日)

(7) 保護処分を受けたことの有無(もしあるときは、その処分の内容、処分をした庁名及び処分年月日)

(8) 現に他の警察署その他捜査機関において捜査中の事件の有無(もしあるときは、その罪名、犯罪事実の概要及び当該捜査機関の名称)

(9) 現に裁判所に係属中の事件の有無(もしあるときは、その罪名、犯罪事実の概要、起訴の年月日及び当該裁判所の名称)

(10) 学歴、経歴、資産、家族、生活状態及び交友関係

(11) 被害者との親族又は同居関係のあるときは、その続柄)

(12) 犯罪の年月日時、場所、方法、動機又は原因並びに犯行の状況、被害の状況及び犯罪後の行動

(13) 盗品等に関する罪の被疑者については、本犯と親族又は同居の関係の有無(もしあるときは、その親族關係があるときは、その続柄)

(14) 犯行後、国外にいた場合には、その始期及び終期

(15) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人であるときは、その法定代理人又は保佐人の氏名及び住居(法定代理人又は保佐人が法人であるときは名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地並びに代表者の氏名及び住居)

参考人供述調書については、捜査上必要な事項を明らかにするとともに、被疑者との関係をも記載しておかなければならぬ。

(供述調書作成についての注意)

第179条 供述調書を作成するに当たつては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 形式に流れることなく、推測又は誇張を排除し、不必要な重複又は冗長な記載は避け、分かりやすい表現を用いること。

(2) 犯意、着手の方法、実行行為の態様、未遂既遂の別、共謀の事実等犯罪構成に関する事項については、特に明確に記載するとともに、事件の性質に応じて必要と認められる場合には、主題ごと又は場面ごとの供述調書を作成するなどの工夫を行うこと。

(3) 必要があるときは、問答の形式をとり、又は供述者の供述する際の態度を記入し、供述の内容のみならず供述したときの状況をも明らかにすること。

(4) 供述者が略語、方言、隠語等を用いた場合において、供述の真実性を確保するために必要があるときは、これをそのまま記載し、適当な注を付しておく等の方法を講ずること。

2 供述を録取したときは、これを供述者に閲覧させ、又は供述者が明らかにこれを聞き取り得るよう読み聞かせるとともに、供述者に対して増減変更を申し立てる機会を十分に与えなければならない。

3 被疑者の供述について前項の規定による措置を講ずる場合において、被疑者が調書(司法警察職員捜査書類基本書式例による調書に限る。以下この項において同じ。)の毎葉の記載内容を確認したときは、それを証するため調書毎葉の欄外に署名又は押印を求めるものとする。

(補助者及び立会人の署名押印)

第180条 供述調書の作成に当たつては、警察官その他の補助をさせることができる。この場合においては、その供述調書に補助をした者の署名押印を求めなければならない。

2 取調べを行うに当たつて弁護人その他適当と認められる者を立ち会わせたときは、その供述調書に立会人の署名押印を求めなければならない。

(署名押印不能の場合の処置)

3 供述者が、供述調書に署名することができないときは警察官が代筆し、押印することができるときには指印させなければならない。

2 前項の規定により、警察官が代筆したときは、その警察官が代筆した理由を記載して署名押印しなければならない。

3 供述者が供述調書に署名又は押印を拒否したときは、警察官がその旨を記載して署名押印しておかなければならぬ。

(通訳及び翻訳の場合の処置)

第182条 捜査上の必要により、学識経験者その他の通訳人を介して取調べを行つたときは、供述調書に、その旨及び通訳人を介して当該供述調書を読み聞かせた旨を記載するとともに、通訳人の署名押印を求めるべきである。

2 捜査上の必要により、学識経験者その他の翻訳人に被疑者その他の関係者が提出した書面その他搜査資料たる書面を翻訳させたときは、その翻訳文を記載した書面に翻訳人の署名押印を求めるべきである。

(取調べ状況報告書等)
第182条の2 被疑者又は被告人を取調べ室又はこれに準ずる場所において取り調べたとき(当該取調べに係る事件が、第198条の規定により送致しない事件と認められる場合を除く)は、翌日の午前零時から当該取調べが終了するまでの時間を含む。(次項において同じ。)ことに、速やかに取調べ状況報告書(別記様式第16号)を作成しなければならない。

2 前項の場合において、逮捕又は勾留(少年法(昭和23年法律第168号)第43条第1項の規定による請求に基づく同法第17条第1項の措置を含む。)により身柄を拘束されている被疑者又は被告人について、当該逮捕又は勾留の理由となつてゐる犯罪事実以外の犯罪に係る被疑者供述調書を作成したときは、取調べ状況報告書に加え、当該取調べを行つた日ごとに、速やかに余罪関係報告書(別記様式第17号)を作成しなければならない。

3 取調べ状況報告書及び余罪関係報告書の確認欄に「その旨」とあるのは、「その旨及びその理由」と読み替えるものとする。

4 第181条の規定は、前項の署名押印について準用する。この場合において、同条第3項中「取調べ等の録音・録画」の取調べを行うとき又は被疑者に対し弁解の機会を与えるときは、刑訴法第301条の2第4項各号のいずれかに該当する場合を除き、取調べ等の録音・録画(取調べ又は弁解の機会における被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録媒体に記録することをい

う。次項及び次条において同じ。)をしなければならない。

(1) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

(2) 短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死

亡させたものに係る事件

2 逮捕又は勾留されている被疑者が精神に障害を有する場合であつて、その被疑者の取調べを行ふとき又は被疑者に対する弁解の機会を与えるときは、必要に応じ、取調べ等の録音・録画をするよう努めなければならない。

(録音・録画状況報告書)

第182条の4 取調べ等の録音・録画をしたときは、速やかに録音・録画状況報告書(別記様式第18号)を作成しなければならない。

(取調べ室の構造及び設備の基準)

(1) 扉を片側内開きとするなど被疑者の逃走及び自殺の事故の防止に適当な構造及び設備を有すること。

(2) 外部から取調べ室内が容易に望見されないような構造及び設備を有すること。

(3) 透視鏡を備え付けるなど取調べ状況の把握のための構造及び設備を有すること。

(4) 適当な換気、照明及び防音のための設備を設けるなど適切な環境で被疑者が取調べを受けることができる構造及び設備を有すること。

(5) 取調べ警察官、被疑者その他関係者の数及び必要な設備に応じた適当な広さであること。

(第9章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意)

(検察官との協議等における本部長の指揮)

第182条の6 司法警察員は、次に掲げる事項を行つては、順を経て警察本部長に報告し、その指揮を受けなければならない。

(1) 刑訴法第350条の6第1項の規定による検察官との協議

(2) 刑訴法第350条の6第2項に規定する同法第350条の4の協議における必要な行為(供述の求め)

第182条の7 刑訴法第350条の6第2項の規定による供述の求めは、取調べと明確に区別して行わなければならない。

(第10章 鑑識)

(鑑識の心構え)

第183条 鑑識は、予断を排除し、先入観に影響されることなく、あくまでも客観的に事実を明確にすることを目的としなければならない。

2 鑑識を行つては、前項の目的を達するため、周密を旨とし、微細な点に至るまで看過することのないように努めるとともに、鑑識の対象となつた捜査資料が、公判審理において証明力を保持し得るようにしておかなければならない。

(鑑識基礎資料の収集)

第184条 捜査資料について迅速正確な鑑識を行うことができるようするため、あらかじめ、自動車塗膜、農薬、医薬品その他品質、形狀、商標等によつて分類保存しておくように努めなければならない。

2 鑑識を行つては、変形、変質、滅失、散逸、混合等のことがないように注意するとともに、郵送の場合には、その外装、容器等につき細心の注意を払わなければならない。特に必要があるときは、直接持参する等の方法をとらなければならない。

重要な鑑識資料の受渡しに当たつては、相互に、資料の名称、個数、受渡年月日及び受渡人氏名を明確にしておかなければならない。

(再鑑識のための考慮)

第186条 血液、精液、だ液、臓器、毛髪、薬品、爆発物等の鑑識に当たつては、なるべくその全部を用いることなく一部をもつて行い、残部は保存しておく等再鑑識のための考慮を払わなければならぬ。

(鑑定の嘱託)

第187条 捜査のため、死体の解剖、指掌紋又は筆跡の鑑別、電子情報処理組織及び電磁的記録の解析等専門的知識を要する鑑定を科学警察研究所その他の犯罪鑑識機関又は適当な学識経験者に嘱託するに当たつては、警察本部長又は警察署長の指揮を受けなければならない。

(鑑定嘱託書)

第188条 鑑定を嘱託するに当たつては、鑑定嘱託書により、次に掲げる事項を具して、行わなければならぬ。

(1) 事件名

(2) 鑑定資料の名称及び個数

(3) 鑑定事項

(4) 当該鑑定に参考となるべき次に掲げる事項

犯罪の年月日時

被疑者の住所、氏名、年齢及び性別

鑑定資料の採取年月日及び採取時の状態

事件内容の概要その他の参考事項

2 鑑定嘱託書に前項第4号に掲げる事項を記載するに当たつては、鑑定人に予断又は偏見を生ぜしめないため当該鑑定に必要な範囲にとどめることに注意するとともに、その他鑑定嘱託書中に鑑定人に予断又は偏見を生ぜしめるような事項を記載してはならない。当該事件について口頭で必要な説明を加える場合もまた同様とする。

(鑑定処分許可状及び鑑定留置)
第189条 鑑定のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊する必要があるときは、鑑定処分許可状の発付を受け、これを鑑定人に交付して鑑定を行わせるものとする。

2 被疑者の心神又は身体に關する鑑定を嘱託する場合において、鑑定留置の処分を必要とするときは、裁判官にその処分を請求して鑑定留置状の發付を受け、これに基づいて病院その他の鑑定留置状所定の場所に被疑者を留置して鑑定を行わせるものとする。

3 前項の場合において、刑訴法第201条の第2項第1号又は第2号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、鑑定留置の処分の請求と同時に、裁判官に対し、同法第22条第3項において読み替えて準用する同法第2007条の第2項第1項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付の請求をするものとする。

4 鑑定留置状に記載された定められた期間を延長し、又は短縮して鑑定留置の処分を行うことを必要とするときは、裁判官に期間の延長又は短縮を請求しなければならない。

5 第137条(令状の請求)の規定は、鑑定処分の許可の請求、鑑定留置の処分の請求、鑑定留置状に代わるものとの交付の請求及び鑑定留置期間の延長又は短縮の請求について準用する。

(鑑定留置の際の注意)
第190条 鑑定留置状により被疑者が病院その他の場所に留置した場合には、当該病院その他の場所の管理者と緊密な連絡を取り、必要があるときは、看守者を付するための措置を講ずる等被疑者の自殺、逃亡その他の事故を防止するよう努めなければならない。

(鑑定人に対する便宜供与)
第191条 鑑定のため必要があるときは、鑑定人に書類及び証拠物を閲覧若しくは贋写させ、被疑者その他関係者の取調べに立ち会わせ、又はこれらの者に対し質問をさせることができる。

(鑑定書)
第192条 鑑定を嘱託する場合には、鑑定人から、鑑定の日時、場所、経過及び結果を關係者に容易に理解できるよう簡潔平明に記載した鑑定書の提出を求めるようにしなければならない。ただし、鑑定の経過及び結果が簡単であるときは、鑑定人から口頭の報告を求めることができるものとし、この場合には、その供述調書を作成しておかなければならない。

3 2 鑑定人が数人あるときは、共同の鑑定書の提出を求めることができる。

3 鑑定書の記載に不明又は不備の点があるときは、これを補充する書面の提出を求めて鑑定書に添付しなければならない。

(送致及び送付)
第11章 送致及び送付

第193条 捜査を行つた事件について送致又は送付の手続をとるに当たつては、警察本部長又は

警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

(関連事件の送致及び送付)

第194条 第12章(少年事件に関する特別)に規定する場合を除き、関連する事件は、原則として、一括して送致又は送付するものとする。

(送致書及び送付書)

送致書又は送付書を作成し、関係書類及び証拠物を添付するものとする。

(送致又は送付後の捜査と追送)

2 事件の送致又は送付後において、新たな証拠物その他の資料を入手したときは、速やかにこれを追送しなければならない。

(余罪の追送致(付))

第197条 事件の送致又は送付後において、当該事件に係る被疑者につき、余罪のあることを發見したときは、検察官に連絡するとともに、速やかにその捜査を行い、これを追送致(付)しなければならない。

(微罪処分ができる場合)

第198条 捜査した事件について、犯罪事実が極めて軽微であり、かつ、検察官から送致の手続をとる必要がないとあらかじめ指定されたものについては、送致しないことができる。

(微罪処分の報告)

第199条 前条の規定により送致しない事件について、その処理年月日、被疑者の氏名、年齢、職業及び住居、罪名並びに犯罪事実の要旨を1月ごとに一括して、微罪処分事件報告書(別記様式第19号)により検察官に報告しなければならない。

(微罪処分の際の処置)

第200条 第198条(微罪処分ができる場合)の規定により事件を送致しない場合には、次の各号に掲げる処置をとるものとする。

(1) 被疑者に対し、厳重に訓戒を加えて、将来を戒めること。

(2) 親権者、雇主その他の被疑者を監督する地位にある者又はこれらの者に代わるべき者を呼び出し、将来の監督につき必要な注意を与えて、その請書を徵すること。

(3) 被疑者に対し、被害者に対する被害の回復、謝罪その他の適切な方法を講ずるよう諭すこと。

(犯罪事件処理簿)

第201条 事件を送致し、又は送付したときは、長官が定める様式の犯罪事件処理簿により、その経過を明らかにしておかなければならない。

第12章 少年事件に関する特則

(準拠規定)
第202条 少年事件の捜査については、この章に規定するもののほか、一般の例によるものとす

(少年事件捜査の基本)

第203条 少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年(少年法第2条第1項に規定する少年をいう。以下同じ。)の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たなければならぬ。

(少年の特性の考慮)
第204条 少年事件の捜査を行うに当たつては、少年の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意する等温情と理解をもつて当たり、その心情を傷つけないよう努めなければならない。

(犯罪原因等の調査)

第205条 少年事件の捜査を行うに当たつては、犯罪の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を詳細に調査しておかなければならぬ。(関係機関との連絡)

第206条 少年事件の捜査を行うに当たつて必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。

第207条 少年の被疑者の呼出し又は取調べを行うに当たつては、当該少年の保護者又はこれに代わるべき者に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

第208条 少年の被疑者については、なるべく身柄の拘束を避け、やむを得ず、逮捕、連行又は護送する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。

(新聞発表等の際の注意)

第209条 少年事件について、新聞その他の報道機関等に発表するときは、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようことはしてはならない。ただし、特定少年(少年法第62条第1項に規定する特定少年をいう。次条及び第215条第2号において同じ。)のとき犯した罪に係る事件であつて当該罪により公訴を提起された者に係るもの(刑訴法第461条の請求がされたもの(刑訴法第463条第1項若しくは第2項又は第468条第2項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつたものを除く。)を除く。)については、この限りでない。

(少年事件の送致及び送付先)

第210条 少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。ただし、当該少年事件が特定少年に係るものであるときは、

刑の輕重にかかわらず、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。

2 送致又は送付に当たり、その少年(特定少年を除く。)の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらを共に一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。

(関連事件の送致及び送付)

第211条 他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 少年事件が少年事件以外の事件(以下「非少年事件」という。)と関連する場合において、これらを共に検察官に送致し、又は送付するときは、各別の記録として送致し、又は送付すること。ただし、少年事件に関する書類が非少年事件についても必要であるときは、その謄本又は抄本を添付すること。

(2) 数個の少年事件が関連する場合において、これらを共に検察官に送致し、又は送付するとときは、各別の記録とすることを要しないこと。

(3) 少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、その一方を検察官に送致し、又は送付し、他方を家庭裁判所に送致する場合において、一方の事件に関する書類が他方の事件についても必要であるときは、検察官に送致し、又は送付する事件の記録に、他の事件に関する書類の謄本又は抄本を添付すること。

(共通証拠物の取扱い)

第212条 少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致し、又は送付する場合において、共通の証拠物があるときは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 少年事件と非少年事件とが関連する場合には、非少年事件に証拠物を添付すること。この場合においては、少年事件の記録にその旨を記載すること。ただし、少年事件のみが重要と認められるときは、少年事件に証拠物を添付すること。

(2) 数個の少年事件のみが関連する場合には、検察官へ送致し、又は送付する事件に証拠物を添付すること。この場合においては、家庭裁判所に送致する事件の記録にその旨を記載すること。

第213条 少年事件を送致又は送付するに当たつては、少年事件送致書(家庭裁判所へ送致するものについては、別記様式第20号。ただし、当該都道府県警察の管轄区域を管轄する地方検察庁(以下「管轄地方検察庁」という。)の検事正が少年の交通法令違反事件の捜査書類の様式について特例を定めた場合において、当該都道府県警察の警察本部長がその管轄区域を管轄する家庭裁判所(以下「管轄家庭裁判所」という。)と協議してその特例に準じて別段の様式を定めたときは、その様式)又は少年事件送付書を作成し、これに身上調査表(別記様式第21号)その他の関係書類及び証拠物を添付するものとする。

第214条 捜査した少年事件について、その事実が極めて軽微であり、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から見て再犯のおそれがない、刑事処分又は保護処分を必要としないと明らかに認められかつ、検察官又は家庭裁判所からあらかじめ指定されたものについては、被疑少年ごとに少年事件簡易送致書及び捜査報告書(家庭裁判所へ送致するものについては、別記様式第22号。ただし、管轄地方検察庁の検事正が少年の交通法令違反事件の捜査書類の様式について特例を定めた場合において、当該都道府県警察の警察本部長が管轄家庭裁判所と協議してその特例に準じて別段の様式を定めたときは、その様式)を作成し、これに身上調査表その他の関係書類を添付し、1月ごとに一括して検察官又は家庭裁判所に送致することができる。

2 前項の規定による処理をするに当たつては、第200条(微罪処分の際の処置)に規定するところに準じて行うものとする。

(軽微な事件の処理)

第215条 捜査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第3章の定めるところによる。

(1) 被疑者が少年法第3条第1項第2号に規定する少年であることが明らかとなつたとき。

(2) 被疑者が罪を犯した事実がないことが明らかとなつた場合であつて、その者が少年法第3条第1項第3号に規定する少年(特定少年を除く。)であるとき。

(第216条及び第217条削除)

第216条 交通法令違反事件に関する特則

(淮拠規定)

第217条 道路交通法(昭和35年法律第105号)又はこれに基づく命令(以下「交通法令」という。)の違反事件の捜査については、この章に規定するもののほか、一般的の例によるものとする。

(身柄拘束に関する注意)

第218条 交通法令違反事件の被疑者の供述調書には、おおむね、次の事項を明らかにしておかなければならない。ただし、被疑者が犯罪事実現認報告書記載の犯罪について自白し、かつ、犯罪事実が証拠により明白で争いのないものについては、第1号に掲げる事項及びその自白を明らかにしておけば足りるものとする。

(供述調書の記載事項)

第219条 交通法令違反事件の被疑者の供述調書には、おおむね、次の事項を明らかにしておかなければならない。ただし、被疑者が犯罪事実現認報告書記載の犯罪について自白し、かつ、犯罪事実が証拠により明白で争いのないものについては、第1号に掲げる事項及びその自白を明らかにしておけば足りるものとする。

(1) 本籍、住居、職業、氏名、生年月日、年齢及び出生地(被疑者が法人であるときは名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地並びに代表者の氏名及び住居、被疑者が法人でない団体であるときは名称、主たる事務所の所在地並びに代表者、管理人又は主幹者の氏名及び住居)

(2) 交通事犯の前歴
(3) 学歴、経歴、資産、家族及び生活状態

(4) 犯罪の年月日時、場所、方法及び動機並びに犯行の状況

(少年の交通法令違反事件の送致)

第221条 少年の交通法令違反事件の送致は、交通法令違反少年事件送致書（家庭裁判所へ送致するものについては、別記様式第23号）。ただし、管轄地方検察庁の検事正が少年の交通法令違反事件の捜査書類の様式について特例を定めた場合において、当該都道府県警察の警察本部長が管轄家庭裁判所と協議してその特例に準じて別段の様式を定めたときは、その様式によることができる。この場合においては、身上調査表を添付することを要しない。ただし、犯罪事実、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状及び環境、家庭の状況等から、特に刑罰又は保護处分を必要とすると認められるときは、この限りでない。

（交通法令違反事件簿）

第222条 交通法令違反事件については、犯罪事件受理簿及び犯罪事件処理簿に代えて、長官が定める様式の交通法令違反事件簿を作成し、これにより第19条（捜査指揮）第1項及び第19条3条（送致及び送付の指揮）に規定する指揮の責任及び事件の送致又は送付その他の経過を明らかにしておかなければならない。

（準拠規定）

第223条 国際犯罪（外国人に係る犯罪又は国民の国外犯、大公使館に係る犯罪その他の外国に係る犯罪をいう。以下同じ。）の捜査については、条約、協定その他の特別の定めがあるときはこれによるものとし、これらの特別の定めがないときは、この章の規定によるほか、一般的な例によることとする。

（国際法の遵守）

第224条 国際犯罪の捜査を行うに当たつては、国際法規及び国際上の慣習を遵守しなければならない。

（国際犯罪の捜査の着手等）

第225条 国際犯罪のうち重要なものについては、あらかじめ、警察本部長に報告し、この指揮を受けて捜査に着手しなければならない。ただし、急速を要する場合には、必要な処分を行つた後、速やかに警察本部長の指揮を受けなければならない。

（大公使等に関する特別）

第226条 国際犯罪の捜査を行うに当たつては、次に掲げる者の身体、名誉、文書その他の不可侵等の特権を害することのないように注意しなければならない。

（1）大公使若しくは大公使館員又はこれらの者の家族

（2）その他外交特権を有する者

2 前項に掲げる者の使用人を逮捕し、又は取調べを行う必要があると認められるときは、館外における現行犯人逮捕その他緊急やむを得なければならない。

3 被疑者が外交特権を有する者であるかどうかが疑わしい場合には、速やかに、警察本部長の指揮を受けなければならぬ。

（大公使館等への立入り）

第227条 大公使館及び大公使又は大公使館員の居宅、別荘若しくはこの宿泊する場所については、当該大公使又は大公使館員の請求がある場合のほか、これに立ち入つてはならない。ただし、重大な犯罪を犯した者を追跡中、その者がこれらの場所に入つた場合で猶予することができないときは、大公使、大公使館員又はこれらに代わるべき権限を有する者の同意を得て捜索を行うことができる。

（外国軍艦への立入り）

第228条 外国軍艦については、当該軍艦の艦長の請求がある場合のほか、これに立ち入つてはならない。

2 重大な犯罪を犯した者が逃走して、我が国の領海にある外国軍艦内に入つた場合には、速やかに警察本部長の指揮を受けなければならない。ただし、急速を要するときは、当該軍艦の艦長に對し、その者の任意の引渡しを求めることができる。

（外国軍艦の乗組員に対する特別）

第229条 外国軍艦に属する軍人又は軍属がその軍艦を離れ、我が国の領域内において犯罪を犯した場合には、速やかに警察本部長の指揮を受けなければならない。ただし、現行犯その他急速を要するときは、逮捕その他捜査上必要な処置をとつた後、速やかに警察本部長の指揮を受けるものとする。

（領事上の特権等に係る特別）

第230条 次に掲げる者に係る事件の捜査を行うに当たつては、その者の身体の不可侵の特権を害することのないように注意しなければならない。

（1）本務領事官（重大な犯罪の被疑者であり、かつ、その者について裁判官があらかじめ令状を発している場合における本務領事官及び第3項に規定する領事官を除く。）

（2）領事伝書使（当該任務を遂行している場合における領事伝書使に限る。）

2 次に掲げる者に係る事件でその者が領事任務の遂行に当たつて行つた行為に係るものの捜査を行うに当たつては、その者が我が国の刑事裁判権からの免除を享受することを妨げないよう注意しなければならない。

（1）領事官（次項に規定する領事官を除く。）

（2）領事機関（総領事館、領事館、副領事館又は代理領事事務所をいう。以下同じ。）の事務技術職員（我が国の国民である者又は我が国に通常居住している者を除く。）

3 前項の規定は、領事官であつて我が国の国民であるもの又は我が国に通常居住しているものに係る事件でその者が任務の遂行に当たつて行つた公の行為に係るものの捜査について準用する。

4 第226条（大公使等に関する特別）第3項の規定は、前3項の場合について準用する。この場合において、同項中「外交特権」とあるのは、「領事上の特権又は免除」と読み替えるものとする。

5 領事機関の構成員又は領事伝書使を逮捕し、又は取り調べる必要があると認められるときは、あらかじめ、警察本部長の指揮を受けなければならない。ただし、現行犯人逮捕その他緊急やむを得ない場合において、第1項及び第2項（第3項において準用する場合を含む。）に規定する特権及び免除を害しないと認められるときは、この限りでない。

6 本務領事官を長とする領事機関の公館については、当該領事機関の長又はこれに代わるべき権限を有する者の請求又は同意がある場合を除き、これに立ち入らないものとする。

7 領事機関の公館又は領事官の居宅において捜査を行う必要があると認められるときは、急速を要する場合を除き、あらかじめ、警察本部長の指揮を受けなければならない。

8 領事機関の公文書（名譽領事官を長とする領事機関の公文書で他の文書と区別して保管されているもの以外のものを除く。）に係る捜査については、文書の不可侵の特権を害することのないように注意しなければならない。

（外国船舶内の犯罪）

第231条 我が国の領海にある外国船舶内における犯罪であつて、次の各号のいずれかに該当する場合には、捜査を行ふものとする。

（1）我が国の陸上又は港内の安全を害するとき。

（2）乗組員以外の者又は我が国の国民に關係があるとき。

（3）重大な犯罪が行われたとき。

(外国人の取調べ及び身柄の拘束についての注意)

第232条

外国人の取調べを行い、又は外国人の身柄を拘束するに当たつては、言語、風俗、習慣等の相違を考慮し、当該外国人に係る刑事手続に関する事項に付する基本的事項についての当該外国人の理解に資するよう適切を期すること等により無用の誤解を生じないように注意しなければならない。

2 外国人の身柄を拘束したときは、遅滞なく、その者に対し、次の事項を告知するものとする。

(1) 当該領事機関に対しその者の身柄が拘束されている旨を通報することを要請することができる。

(2) 当該領事機関に対し我が国の法令に反しない限度において信書を発することができる。

3 前項第1号の規定による要請があつたときは、遅滞なく、当該領事機関に対し同項に規定する者の

わらず通報を行うこととされているときは、その旨を通報するものとする。

4 前項の通報を行つたときは、その日時及び当該通報の相手方を書面に記録しておかなければならぬ。

(通訳の嘱託)
察官以外の警察官が取調べその他捜査のため必要な措置を行う場合においては、通訳人を介してこれを行ふものとする。ただし、現行犯逮捕、緊急逮捕その他の直ちに通訳人を付することが困難であるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により通訳人を介して取調べを行おうとする場合においては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 通訳人が被疑者、被害者その他事件の関係者と親族その他特別の関係にないかどうかを申し立てさせることにより取調べの適正を期すること。

(2) 取調べの際の発問の方法及び内容の工夫等により通訳の円滑及び適正を図ること。

(3) 通訳人に秘密を厳守させ、及び検査の遂行に支障を及ぼし又は被疑者、被害者その他事件の関係者の名譽を害することのないように配意させること。

(供述調書の記載事項)

第234条 国際犯罪の被疑者供述調書には、第178条(供述調書の記載事項)に掲げる事項のほか、おおむね次に掲げる事項を明らかにしておかなければならない。

(1) 国籍及び本国における住居
(2) 旅券又は在留カード、特別永住者証明書その他身分の証明に関する書類の有無(在留カード又は特別永住者証明書を有するときは、その番号、交付年月日、有効期間の満了の日等)
(3) 外国における前科の有無
(4) 我が国に入国した時期、在留期間、在留資格及び目的
(5) 本国を去つた時期
(6) 家族の有無及びその住居

(調書等の作成)

第235条 外国人であつて日本語に通じないものに對し取調べを行い、又は第130条(司法警察員の処置)第1項に掲げる処置をとつたときは、日本語の供述調書又は弁解録取書を作成するものとし、特に必要がある場合には、外国語の供述書を提出させるものとする。

2 外国人が口頭をもつて告訴、告発又は自首をしようとする場合において、日本語に通じないとときは、告訴、告発又は自首の調書は、前項の規定に準じて作成するものとする。

(翻訳文の添付)

第236条 外国人に対し逮捕状その他の令状により処分を行い、又は外国人から差し押された物件若しくはその承諾を得て領置した物件に関して押収品目録交付書を交付するときは、なるべく翻訳文を添付しなければならない。ただし、当該外国人の理解する言語に通じた警察官がこれを

行い、又は第233条(通訳の嘱託)第1項の規定により通訳人を介して行うときは、この限りでない。

(逃亡犯人引渡法に基づく処分)

第237条 拘禁許可状その他逃亡犯人引渡法(昭和28年法律第68号)に基づく令状により注意しなければならない。

2 外国人の身柄を拘束した場合には、東京高等検察庁の検察官に引致しなければならない。

(1) 当該領事機関に対しその者の身柄が拘束されている旨を通報することを要請することができる。

(2) 当該領事機関に対し我が国の法令に反しない限度において信書を発することができる。

3 前項第1号の規定による要請があつたときは、遅滞なく、当該領事機関に対し同項に規定する者の

わらず通報を行うこととされているときは、その旨を通報するものとする。

(通訳の嘱託)
身柄が拘束されている旨を通報するものとする。

4 前項の通報を行つたときは、その日時及び当該通報の相手方を書面に記録しておかなければならぬ。

(通訳の嘱託)
察官以外の警察官が取調べその他捜査のため必要な措置を行う場合においては、通訳人を介してこれを行ふものとする。ただし、現行犯逮捕、緊急逮捕その他の直ちに通訳人を付することが困難であるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により通訳人を介して取調べを行おうとする場合においては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 通訳人が被疑者、被害者その他事件の関係者と親族その他特別の関係にないかどうかを申し立てさせることにより取調べの適正を期すること。

(2) 取調べの際の発問の方法及び内容の工夫等により通訳の円滑及び適正を図ること。

(3) 通訳人に秘密を厳守させ、及び検査の遂行に支障を及ぼし又は被疑者、被害者その他事件の関係者の名譽を害することのないように配意させること。

(供述調書の記載事項)

第234条 国際犯罪の被疑者供述調書には、第178条(供述調書の記載事項)に掲げる事項のほか、おおむね次に掲げる事項を明らかにしておかなければならない。

(1) 国籍及び本国における住居
(2) 旅券又は在留カード、特別永住者証明書その他身分の証明に関する書類の有無(在留カード又は特別永住者証明書を有するときは、その番号、交付年月日、有効期間の満了の日等)

(3) 外国における前科の有無
(4) 我が国に入国した時期、在留期間、在留資格及び目的
(5) 本国を去つた時期
(6) 家族の有無及びその住居

(調書等の作成)

第235条 外国人であつて日本語に通じないものに對し取調べを行い、又は第130条(司法

警察員の処置)第1項に掲げる処置をとつたときは、日本語の供述調書又は弁解録取書を作成するものとし、特に必要がある場合には、外国語の供述書を提出させるものとする。

2 外国人が口頭をもつて告訴、告発又は自首をしようとする場合において、日本語に通じないとときは、告訴、告発又は自首の調書は、前項の規定に準じて作成するものとする。

(翻訳文の添付)

第236条 外国人に対し逮捕状その他の令状により処分を行い、又は外国人から差し押された物

件若しくはその承諾を得て領置した物件に関して押収品目録交付書を交付するときは、なるべく翻訳文を添付しなければならない。ただし、当該外国人の理解する言語に通じた警察官がこれを

(翻訳文の添付)

第237条 外国人の取調べ及び身柄の拘束についての注意)

（外国人の取調べ及び身柄の拘束についての注意）

（通訳人の把握等）

（逃亡犯人引渡法に基づく処分）

(心構え)

第248条 暴力団については、平素からその組織の実態と動向及びその活動の状況を正確に把握し、暴力団犯罪の捜査が適確に行われるよう心掛けなければならない。
2 暴力団犯罪の捜査については、暴力団対策に係るものであることを念頭に置いて、これに効果的かつ計画的に当たなければならぬ。

(暴力団犯罪捜査の重点)

第249条 暴力団犯罪の捜査を行うに当たつては、実行行為者のみにとどまることなく、暴力団の首領その他の幹部等の当該事件への関与の有無についても確實に捜査を行い、事件の全貌を明らかにするよう努めなければならない。

(資料の収集管理)

第250条 暴力団の視察内偵その他暴力団犯罪の捜査による有形又は無形の資料等の収集及び管理に当たつては、これを組織的に行うようにしなければならない。

(供述調書の記載事項)

第251条 暴力団犯罪の被疑者供述調書には、第178条(供述調書の記載事項)第1項に掲げる事項のほか、おむね次に掲げる事項を明らかにしておかなければならない。

(1) 被疑者に係る暴力団の名称、組織及び活動の実態
 (2) 被疑者が当該暴力団の構成員であるときは当該暴力団における地位その他被疑者と当該暴力団との関係及び当該暴力団に係る被疑者の活動の実態

2 暴力団犯罪の参考人供述調書には、第178条第2項に定める事項のほか、当該暴力団の活動の実態、当該犯罪の当該暴力団に係る組織的背景等をできる限り明らかにするよう努めなければならない。

第252条 暴力団の視察内偵その他暴力団犯罪の捜査を行つた結果、被疑者その他の関係者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定に違反する行為その他の不当な行為を行つたことが明らかとなつた場合においては、同法の規定による命令その他必要な措置が講ぜられるよう、その旨を警察本部長又は警察署長に報告するものとする。

第17章 保釈者等の視察
 (保釈者等の視察)

第253条 警察署長は、検察官から、その管轄区域内に居住する者について、保釈し、又は勾留の執行を停止した者の通知を受けたときは、その者に係る事件の捜査に従事した警察官その他適当な警察官を指定して、その行動を視察させなければならない。

2 前項に規定する視察は、1月につき、少なくとも1回行うものとする。
 (事故通知)

第254条 前条に規定する視察に当たり、その者について次の各号の一に該当する理由があるときは、これを前条に規定する通知をした検察官に速やかに通知しなければならない。

(1) 逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
 (2) 罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
 (3) 被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの人者を畏怖させる行為をしたとき。
 (4) 住居、旅行、治療等に関する制限その他保釈又は勾留の執行停止について裁判所又は裁判官の定めた条件に違反したとき。
 (5) その他特に検察官に通知する必要があると認められる理由があるとき。

(視察上の注意)

第255条 第253条(保釈者等の視察)に規定する視察は、穏当適切な方法により行うものとし、視察中の者は又はその家族の名前及び信用を不当に害することのないように注意しなければならない。

(視察簿)

第256条 第253条(保釈者等の視察)に規定する視察を行つたときは、視察簿(別記様式第24号)により、これを明らかにしておかなければならない。

(第18章 令状の執行)

第257条 檢察官から、勾引状、勾留状、観護状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、身体検査令状、鑑定留置状、収容状又は再収容状その他の令状の執行の指揮を受けたときは、速やかに執行しなければならない。

2 やむを得ない理由によつて、前項に規定する執行が遅延するときは、速やかにその旨を指揮をした検察官に報告しなければならない。

(証人に対する勾引状の執行)

第258条 証人に対する勾引状の執行は、当該令状に指定された日時に引致するようにしなければならない。

2 勾引状の執行を受けた証人を護送する途中において必要があるときは、一時最寄りの警察署の保護室等に留置することができる。

3 前項の護送又は留置中においては、証人が逃亡を図り、若しくは暴行をし、又は自殺のおそれが極めて強い等にやむを得ない場合を除き、手錠等は、使用しないものとする。

(有効期間内に執行不能の場合)

第259条 檢察官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合において、その有効期間内に執行することができなかつたときは、令状にその理由を記載し、これを指揮をした検察官に返還しなければならない。

(勾引状等執行不適の場合)

2 前項の場合において、執行を受けるべき者に示すものとして、勾引状に代わるもの、勾留状に代わるもの又は鑑定留置状に代わるもの交付があるときは、当該勾引状に代わるもの、勾留状に代わるもの又は鑑定留置状に代わるものをして検察官に返還しなければならない。

(勾引状等執行不適の場合)

第260条 檢察官から、勾引状、勾留状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合において、執行を受けるべき者が、心神喪失の状態にあるとき、又はその執行により著しく健康を害するおそれがあるときその他特に執行を不適当と認める理由があるときは、速やかに、指揮をした検察官にその旨を報告して、指揮を受けなければならない。

(収容状の発付と執行)

第261条 檢察官の指揮により警察官が収容状(刑訴法の規定による場合に限る。以下同じ。)を発した場合において、これを執行したときは、その原本を指揮をした検察官に送付しなければならない。

(収容状執行不能の場合)

第262条 檢察官から、収容状の執行の指揮を受けた場合において、これを執行することができずには3月を経過し、かつ、当分の間、なお執行する見込みのないときは、速やかに、指揮をした検察官に、その理由及び参考となるべき事項を報告し、収容状を返還しなければならない。検察官の指揮により警察官が発した収容状を執行することができずには3月を経過し、かつ、当分の間、なお執行する見込みのないときも、また、同様とする。

(収容状執行不適の場合)

第263条 収容状に指定されている者について、心神喪失の状態にあり、又は刑訴法第482条各号のいずれかに該当する事由があり、かつ、逃亡のおそれがないと認められるときは、速やかに、その旨を指揮をした検察官に報告して指揮を受けなければならない。

(保釈の取消し等の場合)

第264条 第257条(検察官の指揮による執行)、第259条(有効期間内に執行不能の場合)及び第260条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、検察官から刑訴法第98条(同法第16

7条の2第2項及び第343条第2項において準用する場合を含む。)及び第271条の8第5項(同法第6項及び同法第343条第2項において準用する場合を含む。)の規定による保釈若しくは勾留執行停止の取消しの決定若しくは失効、勾留執行停止の期間満了又は鑑定留置の処分の取消し若しくは期間満了の場合において収容の指揮を受けた場合について準用する。

(裁判官から執行の指揮を受けた場合)

第265条 第257条(検察官の指揮による執行)、第259条(有効期間内に執行不能の場合)及び第260条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、刑訴法第70条第1項ただし書(同法第136条、第153条及び第167条第5項において準用する場合を含む。)又は第108条第1項ただし書(同法第125条第4項(同法第513条第6項において準用する場合を含む。)及び第513条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、裁判長又は裁判官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合について準用する。

(差押状等執行の場合の立会い)

第266条 警察官は、検察官又は裁判長若しくは裁判官の指揮を受けて、差押状、記録命令付差押状又は捜索状を執行する場合は、他の警察官を立ち会わせなければならない。

(少年に対する同行状の執行)

第267条 第257条(検察官の指揮による執行)、第259条(有効期間内に執行不能の場合)及び第260条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、少年法第13条又は同法第26条(同法第65条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、家庭裁判所から、同行状の執行の指揮を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

(引致状の執行)

第268条 第257条(検察官の指揮による執行)、第259条(有効期間内に執行不能の場合)第1項及び第260条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、更生保護法(平成19年法律第88号)第63条第6項(同法第73条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第257条及び第259条第1項中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第260条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。

(令状執行に際しての注意)

第269条 勾引状その他の令状を執行するに当たつては、必要な限度を超えて実力を行使し、又は相手方の名誉を不恰に傷つけることのないように注意しなければならない。

第19章 雜則

(他の都道府県警察の管轄区域における現行犯人逮捕)
警察官は、他の都道府県警察の管轄区域において現行犯人を逮捕したときは、原則として、逮捕地を管轄する都道府県警察に引き渡さなければならない。

(未検挙事件の継続捜査)

第271条 未検挙事件については、継続して捜査を行うとともに、その捜査記録を取りまとめて保存しておかなければならぬ。

(書類の受理)

第272条 書類を受理したときは、直ちに欄外その他適當な箇所に受理の年月日を記入し、必要があるものについては、その時刻を記入しておくものとする。

(捜査書類の写し)

第273条 重要又は特異な事件等必要があると認められるときは、捜査書類の写しを作成して保存しておかなければならぬ。

(捜査事故簿)

第274条 逮捕状その他の法令による強制処分に関する事故その他捜査に関する紛議等があつたときは、捜査事故簿(別記様式第255号)によりその経緯及び措置等を明らかにしておかなければならぬ。

(関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用)

第275条 関東管区警察局の警察官(警察法第61条の3第1項の規定による指示により派遣された者を含む。)が行う捜査に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条の見出し、第17条、第20条第2項各号列記以外の部分	警察本部長(警視総監または道府県警署長をいう。以下同じ。)	関東管区警察局
第17条	捜査担当部課長	関東管区警察局
第17条の見出し及び第20条第2項各号列記以外の部分	刑事部長、警備部長その他犯罪の捜査を担当する部課長	関東管区警察局
第17条	警察本部長または警察署長	サイバー特別捜査部長等
第19条第2項	企画分析課長若しくは特別捜査課長	企画分析課長若しくは特別捜査課長
第19条第2項	第19条第2項、第24条、第45条第2項、第51条、第52条第1項、第53条、第54条、第69条第1項及び第76条	第19条第2項、第24条、第45条第2項、第51条、第52条第1項、第53条、第54条、第69条第1項及び第76条
第20条第2項、第8号及び第25条	警察本部長若しくは警察署長	警察本部長若しくは警察署長
第20条第2項、第8号及び第25条	長	長
警察本部長若しくは関東管区警察局长	長	長

1	この規則は、刑事訴訟規則の一部を改正する規則（平成十一年最高裁判所規則第九号）の施行の日（平成十二年一月一日）から施行する。ただし、第百六十三条の改正規定は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の施行の日（平成十二年二月一日）から施行する。
2	没収保全等請求簿の様式については、改正後の犯罪捜査規範別記様式第十五号の様式にかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
附 則	（平成一二年三月三〇日國家公安委員会規則第九号）抄 （施行期日）
1	この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 （経過措置）
2	民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人にに関するこの規則による改正規定の適用については、第二条の規定による警備員等の検定に関する規則第六条第三項第三号の改正規定及び第四条の規定による古物営業法施行規則第一条第三項第一号ハの改正規定を除き、なお従前の例による。
附 則	（平成一二年一〇月六日國家公安委員会規則第一六号） （施行期日）
この規則は、平成十三年一月一日から施行する。	
附 則	（平成一五年三月五日國家公安委員会規則第一号） （施行期日）
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。	
附 則	（平成一五年一〇月一〇日國家公安委員会規則第一六号） （施行期日）
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別記様式第十八号の改正規定（同様式を別記様式第二十一号とする部分を除く。）は、同年一月一日から施行する。	
附 則	（平成一七年七月一二日國家公安委員会規則第一三号） （施行期日）
この規則は、平成十七年九月一日から施行する。	
附 則	（平成一八年五月二三日國家公安委員会規則第一八号） （施行期日）
この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。	
附 則	（平成一九年五月二五日國家公安委員会規則第一二号）抄 （施行期日）
この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。	
附 則	（平成一九年八月一日國家公安委員会規則第一五号） （施行期日）
この規則は、平成十九年八月一日から施行する。	
附 則	（平成一九年一〇月三〇日國家公安委員会規則第二四号）抄 （施行期日）
この規則は、少年法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十八号）の施行の日（平成十九年十一月一日）から施行する。	
附 則	（平成二〇年四月一〇日國家公安委員会規則第五号） （施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
1	第一百三十条の改正規定、第一百八十二条の二の改正規定及び別記様式第十六号から別記様式第十八号までの改正規定 平成二十年九月一日
2	目次の改正規定及び第八章中第一百八十二条の二の次に一条を加える改正規定 平成二十一年四月一日 （経過措置）
2	この規則の施行の際現に存する取調べ室（この規則の施行後に改築を行つたものを除く。）については、当分の間、この規則による改正後の犯罪捜査規範第百八十二条の三の規定は適用しない。

附 則	（平成二〇年一月一〇日國家公安委員会規則第二四号） （施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二百十一条の改正規定は、少年法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十一号）の施行の日（平成二十一年十一月十五日）から施行する。	
附 則	（平成二一年一〇月二二日國家公安委員会規則第五号） （施行期日）
この規則は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十六号）附則第一条たゞし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年十月二十五日）から施行する。	
附 則	（平成一四年三月一六日國家公安委員会規則第一号） （施行期日）
この規則は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。	
附 則	（平成二四年六月一八日國家公安委員会規則第七号） （施行期日）
この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。	
附 則	（平成二四年六月二一日國家公安委員会規則第八号） （施行期日）
この規則は、情報処理の高度化等に対応するための刑法等の一部を改正する法律附則第一条一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年六月二十二日）から施行する。	
附 則	（平成一七年一月四日國家公安委員会規則第一九号） （施行期日）
この規則は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十四号）の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第二百六十五条の改正規定は、公布の日から施行する。	
2	没収保全等請求簿の様式については、改正後の犯罪捜査規範別記様式第十五号の様式にかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
附 則	（平成一八年一〇月二六日國家公安委員会規則第二四号） （施行期日）
この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年十二月一日）から施行する。	
附 則	（平成三〇年三月二八日國家公安委員会規則第二号） （施行期日）
この規則は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年六月一日）から施行する。	
1	この規則は、廃棄処分書及び換価処分書の様式については、改正後の犯罪捜査規範別記様式第十号及び別記様式第十一号の様式にかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
附 則	（平成三〇年五月一五日國家公安委員会規則第一号）抄 （施行期日）
この規則は、この規則の施行後に行つたもの（平成二十八年法律第五十四号）の施行の日（平成三〇年六月一日）から施行する。	
附 則	（令和元年五月二四日國家公安委員会規則第一号） （施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。	
附 則	（令和元年六月二一日國家公安委員会規則第三号） （施行期日）
この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）の施行の日（平成三一年六月一日）から施行する。	

（施行期日）
1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）
2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際検査共助等に関する法律に関する書式例、警備員の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外國等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に援護に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和元年一〇月二四日国家公安委員会規則第八号）抄

（施行期日）
1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備

營の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則（令和元年一二月一三日国家公安委員会規則第一〇号）抄

（施行期日）
1 この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（施行期日）
1 この規則は、少年法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年三月三一日国家公安委員会規則第一三号）抄

（施行期日）
1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一〇月二六日国家公安委員会規則第一八号）

（施行期日）
1 この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附 則（令和五年一一月九日国家公安委員会規則第一四号）

（施行期日）
1 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年二月十五日）から施行する。

附 則（令和六年一月一七日国家公安委員会規則第一号）

（施行期日）
1 この規則は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年三月二九日国家公安委員会規則第七号）

（施行期日）
1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月一五日国家公安委員会規則第四号）抄

（施行期日）
1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式第1号 (犯罪捜査規範第29条) (平12公安規18・全改、令元公安規3・一部改正)
(その1)

緊急事件手配書				
1 手配者		2 手配先		取扱者 発 受月日 午時分
3 手配日時		年月日午時分		
4 事件名				
5 犯罪の日時		年月日午時分から 年月日午時分までの間		
6 犯罪の場所				
被疑者 名	7 ア氏名、年齢 イ人相、体格、 特徴 ウ服装、 携帯品等			
8 所持凶器				
9 逃走の経路 及び方法				
10 使用車両	車種・車名	ナンバー	塗色	特徴

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第1号 (その2)

11 犯罪事実の概要	
12 被害品	
13 特に手配を依頼する事項	
14 その他参考となるべき事項	
15 引致すべき場所	
処理要領	

- 注意 1 手配と手配の受理に兼用する。
 2 電話による場合は、始めに「緊急事件手配」である旨を明らかにすること。
 3 この手配を受理した警察は、直ちに必要な処置をとるものとする。
 4 取扱い上特に注意を要するもの又はその旨連絡があつたものについては、(その1)右上欄外に@の文字を赤色で表示すること。

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第2号 (犯罪捜査規範第31条、第34条) (平成16年・令和元年改正)

(その1)

		指名手配書 (指名通報書)			
あて名		手配番号	年月日		
		手配年月日	罪名 (犯罪手口)		
発信者		手配種別 範囲	第1種 第2種 全国 ()		
事件名		手配課	警察署 課		
被	出生地				
者	本籍 (国籍)				
	住居 (前住居)				
被	職業 (副職業)	フリガナ			
者	氏名				
被	異(偽)名				
者	生年 月日	大昭平令 年月日 (歳)	性別 男・女	前科	
被	身体 特徴		身長	cm	
者	人相 格等				
指紋	左		被疑者 有	年月日	
番号	右		写真 無	署名	号
犯歴登録番号					

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第2号 (その2)

被疑事実の要旨	
逮捕次	有効期間 年月日から 年月日まで以後更新
引致場所	警察署又は逮捕地を管轄する警察署
共犯	共犯被疑者の逮捕 有 年月日 地方(区) 檢察庁身柄送致 無 (被疑者氏名)
立回り先	旅券発給国 旅券番号
国際海空港手配	旅券発行月日 有効期間
	手配種別 出国 入国 出国確認通知
	手配先海空港由
被疑者発見時の注意事項	逃走 反撃 囚器所持 自殺企図
その他参考となるべき事項	
連絡担当官	県 警署 (電話)

- 注意 1 指名手配と指名通報に兼用する。
 2 住居不定の場合、その旨を記載し、前住居を付記すること。
 3 急速を要するためには逮捕状の発付を受けるいとまのない場合において被疑者の手配をするときは、その旨を参考事項欄に記入し、逮捕状の発付を得た後、その有効期間を追報すること。
 4 指名通報の場合において、逮捕状の発付を受けていないときは、参考事項欄に「逮捕状なし」と記入すること。
 5 取扱い上特に注意を要するもの又はその旨の連絡があつたものについては、「(その1) 左上欄外に@の文字を赤色で表示すること。」

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第3号（犯罪捜査規範第36条）（平17公安部令13・全改、令元公安部令3・一部改正）

配布 送信	月日	手配課署 番	種 別 号	配布 送信	先 取扱者 印	配布枚数 認	取扱者 印	備 考
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								
月 日								

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第4号（犯罪捜査規範第36条）（平17公安部令13・全改、令元公安部令3・一部改正）

業種別	営業所又は古物市場の名称	配布及び送信の状況		
		都道府県 署 第 号	都道府県 署 第 号	都道府県 署 第 号
		月 日	月 日	月 日
		印	印	印
		月 日	月 日	月 日
		印	印	印
		月 日	月 日	月 日
		印	印	印
		月 日	月 日	月 日
		印	印	印
		月 日	月 日	月 日
		印	印	印
		月 日	月 日	月 日
		印	印	印
		月 日	月 日	月 日
		印	印	印
		月 日	月 日	月 日
		印	印	印
		月 日	月 日	月 日
		印	印	印
		月 日	月 日	月 日
		印	印	印

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第5号 (犯罪捜査規範第42条、第78条) (平成26年1月16日・全改、令和元年公安令3・一部改正)

身柄等区分	告訴	告発	自首	不拘束	通常	緊急	現行
被疑者引渡書 (事件引継書)							
年 月 日							
官職	警察署 殿			警察署 官職			
(印)							
下記被疑者(事件)を引渡し(引継ぎ)する。							
事件名				罪名			
犯罪事実及び検査の概要							
新規 金品	品 名			数量			
書類の種類							
本 (固 鑑)							
被 住 居							
職 業							
被 氏名・年齢	(歳)						
被 逮捕日時 所者	年 月 日 午 時 分						
被 所持金品	品 名			数量			
引渡し(引継ぎ)の理由							
その他参考となるべき事項							

引渡し(引継ぎ) を受けた者	以上とのおり引渡し(引継ぎ)を受けた。 年 月 日 警察署 官職 (印)
-------------------	--

- 注意 1 被疑者のみの引渡しと事件の引継ぎに兼用する。必要でない事項は消すこと。
 2 引渡し(引継ぎ)に当たつては、正副2通を作成し正本を引渡し(引継ぎ)を受ける者に交付し副本にその者の署名押印を求めるこ
 と。
 3 身柄等区分欄の該当部分に丸印を付けること。
 (用紙 日本産業規格A4)

別記様式第6号 (犯罪捜査規範第61条) (平12公安規18・全改、令元公安規3・一部改正)
(その1)

被　害　届		年　月　日
警察署長 殿		
届出人住居 氏　名		㊞
(電話)		
次のとおり 被害がありましたからお届けします。		
被害者の住居、 職業、氏名、年齢		
被害の年月日時		
被害の場所		
被害の模様		

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第6号 (その2)

	品　名	数　量	時　価	特　徴	所　有　者
被 害 金 品					
犯人の住居、氏名 又は通称、人相、 着衣、特徴等					
遺留品その他参考 となるべき事項					
※					
	届出受理者	係		氏　名	

注意 1 届出人と被害者とが異なるときは、届出人と被害者との関係及び本人届出の理由を遺留品その他参考となるべき事項欄に記入すること。
 2 届出入の依頼によつて警察官が代書したときは、※印欄に「以上本人の依頼により代書した。所属、官職、氏名」を記載し、押印すること。

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第7号（犯罪捜査規範第102条）（平12公安規16・全改、令元公安規3・一部改正）

第 号	
年　月　日	
殿	
警　察　署　圖 (電話　　)	
の用件についてお尋ねしたいことがありますから、次の日時、場所においてください。	
1　日時	午　時　分から
年　月　日	午　時　分までの間
2　場所	警察署
担当係員	
注意　1　この通知書、印鑑　　を持参してください。	
2　交通の便	
上記の日時に来られないときは、その理由を通知してください。	

(用紙　日本産業規格A4)

別記様式第8号（犯罪捜査規範第102条）（平19公安規16・全改、令元公安規3・一部改正）

呼　出　簿	
決　裁　權	
番　号	
呼　出　月　日　時	年　月　日 午　時　分から 午　時　分まで
通　知　月　日　時	月　日　午　時　分
通　知　方　法	呼出状　口頭(電話　直接) その他(　　)
被疑者、参考人等 の別	被疑者　重要な参考人 参考人　被害者
呼　出　し　を　要　す　る 理　由	取調べ　実況見分の立会い その他(　　)
呼　出　人　姓　名	
出　頭　場　所	警察署(　交番) その他(　　)
係　員　姓　名	
記　入　者　姓　名	
総　果 (任意同行した時間)	出頭　未出頭 (　午　時　分から　) (　午　時　分まで　)
被疑者等の取調べ へを要請した場 (合はその時間)	出頭　未出頭 (　午　時　分から　) (　午　時　分まで　)
参　考　事　項	

注意　通知方法欄、被疑者、参考人等の別欄、呼出しを要する理由欄及び結果欄の該当部分に丸印を付けること。

(用紙　日本産業規格A4)

別記様式第9号（犯罪捜査規範第112条）（平12公安部規16・全改、令元公安部規3・一部改正）

添付通知書
年月日
殿
警察署固 (電話)
1
前期の証拠品は、年月日 警察署においてあなたに仮に 返付しておきましたが、必要がなくなりましたから、適当に処分されて差し 支えありません。
取扱者印

(用紙 日本産業規格A4)

施業処分書	
年月日	
警察署 司法	
被疑者に対する被疑事件に関する下記押収物につき、 次のとおり施業処分をした。	
施業した年月日時 及び場所	年月日午時 分から午時 分までの間
施業した押収物の 品名及び数量	
施業処分を すべき理由	
施業前に写真、見 取図、検査図又は 記録を作成した ときは、その旨	
押収物の一部を 保存したときは、 その状況	
処分の結果	
犯則事件について 調査員に連絡し たときは、その者 の所属官公署名、 官公職氏名	
立会人があつた ときは、その者の 住居、職業、姓 名、年齢	
その他参考事項	

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第11号（犯罪捜査規範第113条）（平12公安部規18・全改、平30公安部規2・令元公安部規3・一部改正）

換価処分書					
年月日 警察署 司法警察員					
被疑者に対する被疑事件に関する下記押収物につき、 次のとおり換価処分をした。					
処分をした年月日 時及び場所	年月日午時分から午時分までの間				
品名	数量	基準単価	換価額	単価決定基準	
処分をした押収物			合計		
換価処分をすべき理由					
処分前に写真、見取図、複数枚又は複数部を作成したときは、その旨					
押収物の一部を保存したときは、その状況					
買受人の住居、職業、氏名、年齢					
犯則事件について調査員に連絡したときは、その者の所属官公署名、官公職氏名					
立会人の住居、職業、氏名、年齢					
その他参考事項					

（用紙 日本産業規格A4）

別記様式第12号（犯罪捜査規範第117条）（平12公安部規16・全改、令元公安部規3・一部改正）

証拠物件保存簿					
番号	押収年月日		年月日		年月日
	品名	数量	品名	数量	
押収物件					
事件名					
受理簿番号					
所有者又は差出人の住居、氏名					
保管場所					
保管者認印					
取扱者認印					
払出し年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
払出し理由					
公訴時効	年月日	年月日	年月日	年月日	

注意 1 主管課以外の管理に移したときは、払出しに準じて記載すること。
2 個々の取調べ等のための出納については、払出し欄に記載を要しない。

（用紙 日本産業規格A4）

令状等請求簿

番号	第一号	第二号	第三号			
令状等請求 決裁月日	月 日	月 日	月 日			
令状等種別						
罪名						
被疑者氏名						
令状等執行月日時 裁判官氏名	月 日 午 時 分	月 日 午 時 分	月 日 午 時 分			
令状等執行月日時 執行官氏名	月 日 午 時 分	月 日 午 時 分	月 日 午 時 分			
有効期間 及び更新 状況	登載要求	有効期間	登載要求	有効期間	登載要求	有効期間
	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日～月 日
	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日～月 日
	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日～月 日
	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日～月 日
	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	月 日	月 日～月 日
備考 〔手配通報の種別その他の〕						

注意 「令状等執行」には、逮捕状に代わるもの等を被疑者に示した場合も含む。
(用紙 日本産業規格A4)

弁護人選任通知簿

事件名	
被疑者氏名	
申出日時	月 日 午 時 分
通知日時	月 日 午 時 分
通知先及び被通知者	
通知方法	電話・その他()
通知者	
被通知者の応答内容 その他の参考となるべき事項	
事件名	
被疑者氏名	
申出日時	月 日 午 時 分
通知日時	月 日 午 時 分
通知先及び被通知者	
通知方法	電話・その他()
通知者	
被通知者の応答内容 その他の参考となるべき事項	
事件名	
被疑者氏名	
申出日時	月 日 午 時 分
通知日時	月 日 午 時 分
通知先及び被通知者	
通知方法	電話・その他()
通知者	
被通知者の応答内容 その他の参考となるべき事項	

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第15号（犯罪捜査規範第165条）（平12公安部規16・全改、平27公安部規19・令元公安部規3・一部改正）

没収保全等請求書

番号	第号	第号	第号
没収保全等 請求決裁月日	月日	月日	月日
根拠法 種別	麻薬特例法 不正競争防止法 組織的犯罪処罰法	麻薬特例法 不正競争防止法 組織的犯罪処罰法	麻薬特例法 不正競争防止法 組織的犯罪処罰法
	没収保全 附帯保全	没収保全 附帯保全	没収保全 附帯保全
罪名			
被疑者氏名			
命令が発せられた月日	月日	月日	月日
裁判官氏名			
送付月日	月日	月日	月日
備考			

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第16号（犯罪捜査規範第182条の2）（平20公安部規5・全改、令元公安部規3・一部改正）

取調べ状況報告書				
年月日				
警察署	年	月	日	
司法警察員	署	警察署	④	
取調べ状況を次のとおり報告する。				
被疑者・被告人氏名等	(年月日生)			
逮捕・勾留の有無 及び 罪名	有・無			
取調べ年月日	年月日			
取調べ時間	：	～	：	～
休憩時間	：	～	：	～
取調べ場所				
取調べ担当者氏名				
被疑者供述調書作成実績	有・無	通		
通訳人の有無及び 通訳言語	有・無			
その他参考事項	有・無			
年月日	氏名			④

注意 1 各欄の該当部分に丸印をつけること。

- 2 被疑者供述調書作成実績は、被疑者が逮捕又は勾留されているときは、逮捕又は勾留の理由となっている犯罪事実に係るものに限り記載すること。

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第17号（犯罪捜査規範第182条の2）（平20公安規5・全改、令元公安規3・一部改正）

余罪関係報告書	
年　月　日	
警察署	段
司法警察員	司法
被疑者	警察署
被疑者・被告人氏名等	(　年　月　日生)
逮捕・勾留罪名	
取調べ年月日	年　月　日
被疑者供述調書作成実績	有・無
罪名	通
その他参考事項	有・無
取調べ時間、取調べ場所、取調べ担当者氏名、通訳人の有無等については、別添の取調べ状況報告書に記載のとおり。	
年　月　日	
氏名	

注意 1 各欄の該当部分に丸印をつけること。
 2 取調べ状況報告書の謄本を添付すること。
 (用紙 日本産業規格A4)

別記様式第18号（犯罪捜査規範第182条の4）（平31公安規6・全改、令元公安規3・一部改正）

録音・録画状況報告書	
年　月　日	
警察署	段
司法警察員	司法
被疑者	警察署
被疑者に対する取調べ	司法
被疑事件につき、同被疑者	④
取調べを行った際に録音・録画をした状況は、下記のとおりであるので	
弁解録取	
報告する。	
記	
1 録音・録画年月日時	
年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分までの間	
2 録音・録画場所	
3 録音・録画担当者	
4 その他参考事項	

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第19号（犯罪捜査規範第199条）（平19公安部16・全改、平24公安部1・令元公安部16・旧別記様式第19号下、令元公安部3・一部改正）

微罪処分事件報告書（年月分） 年月日			
検察官殿 警察署司法警察員㊞			
微罪処分事件を次のとおり報告する。			
処理年月日	被疑者の氏名、年齢、職業、住居	罪名、犯罪事実の要旨	備考
	氏名 (歳) 職業 住居		
	氏名 (歳) 職業 住居		
	氏名 (歳) 職業 住居		

（用紙 日本産業規格A4）

別記様式第20号（犯罪捜査規範第213条）（平19公安部26・全改、平24公安部1・令元公安部16・一部改正）

少年事件送致書 年月日			
家庭裁判所殿 警察署司法警察員㊞			
下記犯罪少年に係る事件を送致する。			
身柄等区分	不拘束	通常	現行告発
少年	男・女	前科 添付 月日 照会	身上 添付 月日 照会
学校・学年		逮捕の 日時 年月日	身柄 連行 有・無 年月日生 (歳)
住居		学校 学年	午時 分 年月日生 (歳)
本籍 (国籍)		(電話)	
保 護 者	氏名 (名前又は 商号及び代 表者の氏 名)	年齢	歳
職業		少年と の親	
住居 (主たる事 務所又は本 店の所在 地)		(電話)	
審判に付すべき事由発覚の端緒			
関連する事件につき、他の被疑者又は審判に付すべき少年の氏名及び捜査又は調査中、送致又は未送致の別等			
審判に付すべき事由並びに情状及び処置に関する意見			
証拠その他参考となるべき事項			
捜査主任官の官職氏名 (電話)			

別記様式第2-1号（犯罪捜査規範第2-13条）（平成公安丸印・田舎裏裏第18号印下・金丸、今元公安丸3・一郎丸印）

別記様式第2-1号（犯罪捜査規範第2-13条）（平成公安丸印・田舎裏裏第18号印下・金丸、今元公安丸3・一郎丸印）

（用紙 日本産業規格A4）

- 注意 1 この送致書は、犯罪少年に係る事件の家庭裁判所への送致に用いること。
 2 前科、身上及び身柄連行の各該当部分に丸印を付けること。
 3 身柄等区分欄の該当部分に丸印を付けること。
 4 身上調査表を添付すること。

資料区分									
身		上調査表							
少年	姓	生年	届け出者名	届け出者所在地	取扱い人	用印			
氏名	名	月日	届け出者所在場所	届け出者勤務場所	在籍地	在職期間	退職理由		
木曜			届け出者所在地	届け出者勤務場所					
住居			届け出者所在地	届け出者勤務場所					
銀行			届け出者所在地	届け出者勤務場所					
郵便			届け出者所在地	届け出者勤務場所					
家族	主な家族の氏名・姓・名・年齢・性別・籍・在籍地		届け出者所在地	届け出者勤務場所					
学校	通学（在学）・学校名	年	届け出者所在地	届け出者勤務場所					
関係	在宅		届け出者所在地	届け出者勤務場所					
就業	就業		届け出者所在地	届け出者勤務場所					
販賣業者	販賣業者名	販賣業者所在地	販賣業者所在地	販賣業者所在地	販賣業者所在地	販賣業者所在地	販賣業者所在地	販賣業者所在地	販賣業者所在地
罪犯	罪犯名	罪犯所在地	罪犯所在地	罪犯所在地	罪犯所在地	罪犯所在地	罪犯所在地	罪犯所在地	罪犯所在地
被疑犯	被疑犯名	被疑犯所在地	被疑犯所在地	被疑犯所在地	被疑犯所在地	被疑犯所在地	被疑犯所在地	被疑犯所在地	被疑犯所在地
手口	手口	用法犯	用法犯	用法犯	用法犯	用法犯	用法犯	用法犯	用法犯
事件の発生地	事件の発生地	事件の発生地	事件の発生地	事件の発生地	事件の発生地	事件の発生地	事件の発生地	事件の発生地	事件の発生地
性別	性別	性別	性別	性別	性別	性別	性別	性別	性別
発行の年齢	発行の年齢	発行の年齢	発行の年齢	発行の年齢	発行の年齢	発行の年齢	発行の年齢	発行の年齢	発行の年齢
井谷の字跡	井谷の字跡	井谷の字跡	井谷の字跡	井谷の字跡	井谷の字跡	井谷の字跡	井谷の字跡	井谷の字跡	井谷の字跡
宇野の字跡	宇野の字跡	宇野の字跡	宇野の字跡	宇野の字跡	宇野の字跡	宇野の字跡	宇野の字跡	宇野の字跡	宇野の字跡

別記様式第22号 (犯罪捜査規範第214条)

固有名	等		
登録番号			
不法滞在届出書	届出者		
不法滞在届出人	被	檢	捕
不法滞在届出事由	被不法滞在の事由		
不法滞在届出日	届出日	届出年月日	届出年月日
前回丸分			
申行年月日	申行年月日	申行年月日	申行年月日
非行場所	非行場所	非行場所	非行場所
被者	被者	被者	被者
非行の状況	非行の状況	非行の状況	非行の状況
母の態度	母の態度	母の態度	母の態度
勤務の態度	勤務の態度	勤務の態度	勤務の態度
原・謫居	原・謫居	原・謫居	原・謫居
因・有り難い事	因・有り難い事	因・有り難い事	因・有り難い事
被出聞供	被出聞供	被出聞供	被出聞供
生活形態	生活形態	生活形態	生活形態
両親の状態	両親の状態	両親の状態	両親の状態
母の不在状況	母の不在状況	母の不在状況	母の不在状況
非職業的の労働	非職業的の労働	非職業的の労働	非職業的の労働
禁物の種類	禁物の種類	禁物の種類	禁物の種類
近親者の区分	近親者の区分	近親者の区分	近親者の区分
(用紙 日本産業規格A-3)			

別記様式第22号 (犯罪捜査規範第214条) (平17公安部13・改、平24公安部1・令元公安部
規3・一部改正)

少年事件簡易送致書			
年 月 日			
家庭裁判所 殿			
警察署			
司法警察員			
下記被疑事件を送致する。			
検査報告書			
年 月 日			
警察署長 殿			
警察署			
司法			
下記被疑事件を検査した結果は、次のとおりであるから報告する。			
罪名 罰則	発覚の 経緯		
被 疑 者 者	ふりがな名 姓 職業 年齢	男・女 性別	生年月日 年生年月日 日生 (歳)
	職業 学校・学年	学校 学年在学	
	住 借 本 (国籍)	(電話)	
		年 齢	歳
	職業	少年との 続	
被 疑 者 者	住 借 居所又は本 事務所	年 齢	

店の所在 地)	(電話)
犯 罪 事 実 (日時、場所、 方法、被害等)	
犯 罪 の 動 機	
事 後 の 状 況	
實 察 と し て 探 つ た 措 置	
備 考	
指 当 者 氏 の 名	(電話)

(用紙 日本産業規格 A 4)

別記様式第23号（犯罪捜査規範第221条）（平12公安規16・全改、平18公安規16・旧別記様式第21号修正、平19公安規24・旧別記様式第24号修正上、平24公安規1・令元公安規3・一部改正）

交通法令違反少年事件送致書			
年 月 日			
家庭裁判所 殿 警察署 司法警察員 ㊞			
下記交通法令違反少年事件を送致する。			
罪 罰 名 称			
被 害 者	ふりがな 氏 名	男・女	生年月日
	職 業 学校・学年	学校 学年在学	
住 居 者	本 籍 (国籍)		
	氏 名 (名称又は 商号及び代 表者の氏 名)	年 齢	歳
保 護 者	職 業	少 年 と の 続 柄	
	住 居 (主たる事 務所又は本 店の所在 地)		
審判に付すべき事由発覚の端緒及び証拠関係			
関連する事件につき、他の被疑者又は審判に付すべき少年の氏名及び取調べ中、送致又は未送致の別等			
審判に付すべき事由並びに情状及び処置に関する意見			
担当者の官職氏名		(電話)	

注意 1 少年の職業は、なるべく具体的に記載すること。
 2 少年の交通法令違反事件であつて身柄を拘束しない場合に限りこの送致書によつて事件を送致することができる。
 3 この送致書によるときは、身上調査表の添付を要しない。
 (用紙 日本産業規格A 4)

別記様式第24号（犯罪捜査規範第256条）（平12公安部16・全改、平18公安部16・旧別記様式第23号修正、平18公安部18・平19公安部12・一部改正、平19公安部24・旧別記様式第25号修正、令元公安部3・一部改正）

(その1)

視 察 単	
本籍 (国籍)	
住居	
職業	
氏名	
生年月日	年 月 日生 (歳)
罪名及び受訴裁判所	
出所した刑務所又は留置施設	
視察理由及び通知を受けた日	保釈 勾留執行停止 年 月 日
裁判所が付した条件	
備考	

(用紙 日本産業規格A 4)

別記様式第24号

(その2)

視察欄			
月日	視察者	記事	決裁欄

注意 必要でない事項は消すこと。

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第25号（犯罪捜査規範第274条）（平12公安部16・全改、平18公安部16・旧別記様式第25号以下、平19公安部24・旧別記様式第26号様上、令元公安部3・一部改定）

捜査事故簿 (その1)

番号	
事故又は紛糾等の件名	
関係警察署	警察署
認知年月日	年 月 日
認知の端緒	
事故又は紛糾等の概要	
警察としての意見及び今後の見通し	
月 日	措置
警察として採った措置	
備考	

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第25号 (その2)

事故又は紛糾等の問題となつている点			
上記の問題についての真相等			
処理結果			
報告	警察庁 管区警察局 本部	月日	第号

(用紙 日本産業規格A4)